

衆議院 第百十三回国会 税制問題等に関する調査特別委員會議録 第十八号

昭和六十三年十一月四日(金曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 片岡 清一君

理事 齊藤斗志二君

理事 鈴木 宗男君

理事 谷 洋一君

理事 玉沢徳一郎君

理事 中川 秀直君

理事 中西 啓介君

理事 西田 司君

理事 葉梨 信行君

理事 松田 九郎君

理事 村山 達雄君

理事 山下 元利君

理事 川崎 寛治君

理事 中村 正男君

理事 山下八洲夫君

理事 草野 威君

理事 坂井 弘一君

理事 宮地 正介君

理事 玉置 一弥君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田愷紀夫君

外務大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

理事 海部 俊樹君

理事 羽田 孜君

理事 加藤 万吉君

理事 二見 伸明君

池田 行彦君

岸田 文武君

志賀 節君

田原 隆君

谷垣 禎一君

中川 昭一君

中島 衛君

中村正三郎君

野田 毅君

浜田 幸一君

宮下 創平君

山口 敏夫君

伊藤 茂君

坂上 富男君

野口 幸一君

目沼 次郎君

小谷 輝二君

坂口 力君

安倍 基雄君

工藤 晃君

矢島 恒夫君

出席政府委員

内閣法制局長官 味村 治君

内閣法制局第三部長 津野 修君

公正取引委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会事務局長 余田 省吾君

官

官

文部大臣 中島源太郎君

厚生大臣 藤本 孝雄君

農林水産大臣 佐藤 隆君

通商産業大臣 田村 元君

運輸大臣 石原慎太郎君

郵政大臣 中山 正暉君

労働大臣 中村 太郎君

建設大臣 越智 伊平君

自治大臣 梶山 静六君

国家公安委員会委員長 小淵 恵三君

内閣官房長官 高鳥 修君

(総務庁長官) 粕谷 茂君

(北海道開発庁長官) 田澤 吉郎君

(沖縄開発庁長官) 中尾 栄一君

(防衛庁長官) 伊藤宗一郎君

(科学技術庁長官) 堀内 俊夫君

(環境庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

(国土庁長官) 内海 英男君

會計検査院事務 三原 英孝君
総局第五局長
地方行政委員会 大嶋 孝君
調査室長
大蔵委員会調査 矢島錦一郎君
室長

委員の異動
十一月四日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題
といたします。
質疑の申し出があります。順次これを許しま
す。村山喜一郎君。
○村山(喜)委員 今国会に提案されました税法
六法案の審議に入るに当たりまして、まず、現在
までにリクルート疑惑の問題が大変な広範囲にわ
たつてまいりまして、残念ながら我が党にも関係
者が出てきたという状況の中にあります。こうい
うような状況の中にありまして、今日までこの真
相解明のために論議をいたしてまいりましたが、
まさにそういうような意味においては政界、官
界、財界ぐるみの疑惑の構造が広がりはじめ、現
実にそれが明らかにされつつあります。まずその
問題について政府の考え方をただしてまいりたい
と思ひます。
きょうの新聞によりますると、加藤前労働事務
次官に引き続いて高石前文部事務次官の問題が大
きく報道をされております。N.T.T.の問題に
関連をいたしましてまた疑惑が広がりはじめま
す。
このような状況に立ち至っている状況の中にあ
りまして、先般来からこの席において、刑法
四十七条に基づいて公益のためにきちと対応
をすべきではないかという質疑が行われました
が、これに對しまして法務大臣にこの中間報告を
求めたいと思ひますが、いかがでございますか。
○林田国務大臣 東京地検におきましては、去る
十月十九日に強制捜査に着手をいたしました。翌
二十日に松原リクルートコスモス社長室長を逮
捕いたしました。以来、捜査に当たる検事を順次増
員をいたしまして、現在二十三名の検察官を投入
した捜査態勢のもとで松原元室長に係る贈賄申し
込みの事実の解明を中心に鋭意捜査中でありま
す。この間、松原元室長の取り調べのほか多数
の参考人の事情聴取を行つてまいりまして、リク
ルトの本社とあるいはリクルートコスモス本
社、また東洋信託銀行などの関係箇所の捜査、差
し押さえにより押収しました証拠物の分析、検討
を行つてまいりまして、所要の捜査を続けてまいつておるこ
ろであります。
また、国会で指摘されました事柄なども念頭に
置きながら、厳正公平な立場で対処をするものと
考えております。
○村山(喜)委員 法務大臣に再度お尋ねをいたし
ます。四十七条によりまします資料の要求をいたした
と思ひますが、もうそこに来れば資料を中間
的な報告でもお出しをいたして、そして、事実
解明のために国政調査権に基づいていわれる調査に
協力をいたいただく意味において、そのことを決意と
して示していただくわけにはまいらないかとい
うことが第一でございます。
第二点は、この問題は株の譲渡という形はとつ
ておりますが、内容的にはどうも現金を、株の譲
渡という名をかりた形で現金を配り歩いていると
いう姿が国民の前にはつきりと出てまいりまし
た。それがどのような意図に基づいてなされたも
のかを明確にする意味においては、江副氏を再度
証人としてこの席に喚問をする必要が出てきたと
判断をいたします。
なお、社会的公正を確保していくためには、既
に二百五十名の株主の名簿が次から次に断片的に
出てくるような状態でございますので、二百五十
名の株主の名簿をこの席に出していただくとい
うことができないかどうか、この点について再度答
弁をお願いいたします。
○林田国務大臣 国会の国政調査に對しまして
は、法務省といたしましては法令の許す範囲内
でできる限り協力すべきものと考えております
が、事件は御承知のとおりまた捜査中の段階で
ございまして、そのときに当たりまして資料を公表
するとかそういう問題につきまして申し上げるこ
とは差し控えていただきたいと思います。
○村山(喜)委員 私たちは、我が社会党としても
関係者の名前が明らかになった以上は党としての
責任の中においてきちと対処してまいりる決意で
ございまして、当然のことながら、職務関連の行
為として疑われるような状態の中にあるものにつ
いては、徹底的に究明をしてその問題を追及をし
ていかなければならないと考えております。
この問題は後ほどリクルート関連の問題として
追及をいたすことにいたしました。本題の税法の
問題に入つてまいります。
まず初めは、六十二年度の決算額と六十三年
度の税収の見込み状況について伺いたいと思ひ
ます。
自然増収が大変な勢いでふえてまいりました
が、この見込み違いはどこにあったのか、なお、
超過税収という形で見るべきなのかどうか、税目
で見た場合にはどのような状態になるのか、大蔵
大臣にお尋ねをいたします。
○宮澤国務大臣 ここ一、二年におきます歳入見
積もりをはるかに上回るいわゆる自然増収が生じ
ましたことにつきましては、いろいろの原因があ
ると思ひますが、基本的には、まず土地等を中
心にするとところの資産の、殊に土地でございま
すが大都市における値上がり、それからまた株式の
取引も相当多くなりまして株価も上昇したとい
つたような、いわゆる資産効果と称するものが一つ
ございまして。
他方また、ここに参りまして、いろいろ日本
経済も円高で困難な時代を通りましたが、その結
果として円高というものがコスト低減等のメリ
ットになりつつあること、それから石油価格が下
降に転じておりますこと、それから金利が非常に
低い状態である、史上最低の金利になってまいり
ましたので、企業から申しますと、石油価格の低
下、円高による原料等々のコストの低下、それ
から金利そのものの低下といったように三つの企
業経営上のいわば有利な条件がございまして、
それが法人税の非常に大きな増収に變化をし
てまいりまして、六十二年度におきましては三・三三
という異常な弾性値になりましたことは先般も村
山委員が御指摘になりましたとおりでございま
す。そのようなことが基本であつたと存じます。
○村山(喜)委員 そこで、税目ごとの税収の伸び
が当初予算との対比でどのような状態になったの

法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題
といたします。
質疑の申し出があります。順次これを許しま
す。村山喜一郎君。
○村山(喜)委員 今国会に提案されました税法
六法案の審議に入るに当たりまして、まず、現在
までにリクルート疑惑の問題が大変な広範囲にわ
たつてまいりまして、残念ながら我が党にも関係
者が出てきたという状況の中にあります。こうい
うような状況の中にありまして、今日までこの真
相解明のために論議をいたしてまいりましたが、
まさにそういうような意味においては政界、官
界、財界ぐるみの疑惑の構造が広がりはじめ、現
実にそれが明らかにされつつあります。まずその
問題について政府の考え方をただしてまいりたい
と思ひます。
きょうの新聞によりますると、加藤前労働事務
次官に引き続いて高石前文部事務次官の問題が大
きく報道をされております。N.T.T.の問題に
関連をいたしましてまた疑惑が広がりはじめま
す。
このような状況に立ち至っている状況の中にあ
りまして、先般来からこの席において、刑法
四十七条に基づいて公益のためにきちと対応
をすべきではないかという質疑が行われました
が、これに對しまして法務大臣にこの中間報告を
求めたいと思ひますが、いかがでございますか。
○林田国務大臣 東京地検におきましては、去る
十月十九日に強制捜査に着手をいたしました。翌
二十日に松原リクルートコスモス社長室長を逮
捕いたしました。以来、捜査に当たる検事を順次増
員をいたしまして、現在二十三名の検察官を投入
した捜査態勢のもとで松原元室長に係る贈賄申し
込みの事実の解明を中心に鋭意捜査中でありま
す。この間、松原元室長の取り調べのほか多数
の参考人の事情聴取を行つてまいりまして、リク
ルトの本社とあるいはリクルートコスモス本
社、また東洋信託銀行などの関係箇所の捜査、差
し押さえにより押収しました証拠物の分析、検討
を行つてまいりまして、所要の捜査を続けてまいつておるこ
ろであります。
また、国会で指摘されました事柄なども念頭に
置きながら、厳正公平な立場で対処をするものと
考えております。
○村山(喜)委員 法務大臣に再度お尋ねをいたし
ます。四十七条によりまします資料の要求をいたした
と思ひますが、もうそこに来れば資料を中間
的な報告でもお出しをいたして、そして、事実
解明のために国政調査権に基づいていわれる調査に
協力をいたいただく意味において、そのことを決意と
して示していただくわけにはまいらないかとい
うことが第一でございます。
第二点は、この問題は株の譲渡という形はとつ
ておりますが、内容的にはどうも現金を、株の譲
渡という名をかりた形で現金を配り歩いていると
いう姿が国民の前にはつきりと出てまいりまし
た。それがどのような意図に基づいてなされたも
のかを明確にする意味においては、江副氏を再度
証人としてこの席に喚問をする必要が出てきたと
判断をいたします。
なお、社会的公正を確保していくためには、既
に二百五十名の株主の名簿が次から次に断片的に
出てくるような状態でございますので、二百五十
名の株主の名簿をこの席に出していただくとい
うことができないかどうか、この点について再度答
弁をお願いいたします。
○林田国務大臣 国会の国政調査に對しまして
は、法務省といたしましては法令の許す範囲内
でできる限り協力すべきものと考えております
が、事件は御承知のとおりまた捜査中の段階で
ございまして、そのときに当たりまして資料を公表
するとかそういう問題につきまして申し上げるこ
とは差し控えていただきたいと思います。
○村山(喜)委員 私たちは、我が社会党としても
関係者の名前が明らかになった以上は党としての
責任の中においてきちと対処してまいりる決意で
ございまして、当然のことながら、職務関連の行
為として疑われるような状態の中にあるものにつ

ては、徹底的に究明をしてその問題を追及をし
ていかなければならないと考えております。
この問題は後ほどリクルート関連の問題として
追及をいたすことにいたしました。本題の税法の
問題に入つてまいります。
まず初めは、六十二年度の決算額と六十三年
度の税収の見込み状況について伺いたいと思ひ
ます。
自然増収が大変な勢いでふえてまいりました
が、この見込み違いはどこにあったのか、なお、
超過税収という形で見るべきなのかどうか、税目
で見た場合にはどのような状態になるのか、大蔵
大臣にお尋ねをいたします。
○宮澤国務大臣 ここ一、二年におきます歳入見
積もりをはるかに上回るいわゆる自然増収が生じ
ましたことにつきましては、いろいろの原因があ
ると思ひますが、基本的には、まず土地等を中
心にするとところの資産の、殊に土地でございま
すが大都市における値上がり、それからまた株式の
取引も相当多くなりまして株価も上昇したとい
つたような、いわゆる資産効果と称するものが一つ
ございまして。
他方また、ここに参りまして、いろいろ日本
経済も円高で困難な時代を通りましたが、その結
果として円高というものがコスト低減等のメリ
ットになりつつあること、それから石油価格が下
降に転じておりますこと、それから金利が非常に
低い状態である、史上最低の金利になってまいり
ましたので、企業から申しますと、石油価格の低
下、円高による原料等々のコストの低下、それ
から金利そのものの低下といったように三つの企
業経営上のいわば有利な条件がございまして、
それが法人税の非常に大きな増収に變化をし
てまいりまして、六十二年度におきましては三・三三
という異常な弾性値になりましたことは先般も村
山委員が御指摘になりましたとおりでございま
す。そのようなことが基本であつたと存じます。
○村山(喜)委員 そこで、税目ごとの税収の伸び
が当初予算との対比でどのような状態になったの

か、これは大蔵大臣の手を煩わすまでもないと思
いますから、税収の、その決算の状況と、六十三年
年度の税目ごとの今の伸び率が、当初予算に示さ
れたものと対比しながら今日の時点においてどの
ような状況にあるのかということを説明をお願いいた
いと思います。

○水野（参）政府委員 全体の動きにつきましては
は、ただいま大臣から御説明申し上げたとおりで
ございます。

計数的に申し上げますと、昭和六十二年にお
きましては、補正後予算額に對しまして三兆七千
百九十九億円の増収となつてございまして、その
中の一番大きな税目といたしましては法人税で
ございまして、これが二兆八百八十一億円でござ
います。その次が所得税でございまして一兆二千四
百九十一億円で、このうち申告所得税は七千三百四
十五億円で、源泉所得税五千四百六十六億円でな
つてございまして、この法人税と所得税との増収額でも
つて三兆七千の大半、大部分を占めておるわけで
ございまして、そのほかのものとしたしましては
は、物品税の千六百四十九億円等が大きなもので
ございまして。

それから、六十三年度といたしましては、この
ような決算額に對しまして六十三年度予算四十五
兆九百億円は、ただいまの六十三年度の決算額四
十六兆七千九百七十八億円で對しまして九六・
四％といういわば逆の数字になつてございまして、
一方、現在まで判明いたしております九月末ま
での六十三年度の税収、これは五・三％の伸びと
なつてございまして、予算額といたしましては前年
比九六・四％、したがってマイナスイ・三・六％
でよい数字でございまして、八・九％の伸び率と
しては上回つておるというのが九月末までの数字
でございまして。

この中で大きな税目につきまして申述べます
と、法人税は一七・五％の伸び、それから物品税
が二〇・三％の伸び、また相続税が六・七％の伸
び、関税が一五・六％の伸び、大きな伸びを示し
ている主な税目としてはこのような状況でござい
ます。

○村山（参）委員 これは単なる見込み違いなの
か、あるいは意図的にそういうようなのが自然増
収という形で国庫に入つてくるという姿が認知さ
れるような格好になるのかどうか。

特に私たちが注目いたしておりますのは、六十
二年年度の決算額に對比いたしまして六十三年度の
予算額がその決算額よりも下回るといふような状
態の予算編成といふのは、いかにもぶざまな格好
ではないかと思つたのを得ないのでございまして
が、九六・四％しか決算額に對比して計上されて
いないといふことは、一体どういふような自然増
収といふのか、それは税の取り過ぎといふ形の中
で出てきたのではないだろうか。

といたしますと、この当初予算比で見てもま
すると、売上税が六十三年度の場合には一兆一千
億計上されておりました。それは差し引いた形の
中で当初予算比で五兆六千億もふえたのですから
、六十三年度の場合でも一体消費税といふもの
を新たに創設しなければならぬ格好の中で歳
入歳出の問題が論議できるのかどうか。私は、も
うそういうような消費税を当て込んでいくといふ
ような形の中で問題をとらえていく段階じゃない
んじやないかと思つてございまして、その税の
自然増収に對して、大蔵大臣はこれにどのような
対応の仕方を示そうとしておられるのか、その点に
ついて伺ひをいたしたいと思ひます。

○宮澤（参）大臣 そのような自然増収が起こりま
した主たる理由と考へられるものにつきましては
先ほど申し上げましたが、六十三年度の予算編成
に当たりまして、したがってこの三・三三とい
うような異常な事態をできるだけ控へたいしま
した形で税収見直しを行うことが正しいであろ
う、こう考へたわけでございまして。

したがって、ただいま政府委員が申しまし
たような非常に飛び抜けて目立つような税目、例
えば法人税でございまして、これは六十三年度の
決算に對して六十三年度予算額はかなりそれを下
回るもの、いわば一〇〇を下回るものと考へてお
ります。

くべきであらう、あるいはまた所得税の申告分に
つきまして、土地等のことを申し上げました
が、これにつきましてもそう考へるべきであら
う。なお、有価証券取引税につきましても御承知
のような事情でございまして、そのような推定
をいたして六十三年度の予算編成をいたしたとこ
ろでございまして。

そこで、消費税との関連でございまして、この
たび御提案をいたしております六法案そのものは
、税制の抜本改正をこの際やらせていただきた
いと考へておりました、消費税そのものの提案理
由につきましても後ほどまた恐らくお尋ねもあり
申し上げる機会があるかと存じますが、全体とい
たしましては、歳入増加を図ると申しますよりは
ネットの減税に、二兆四千億円の減税になる、財
政事情から大要に実は心配のあるところでござ
いますけれども、しかしこれは思ひ切つてやはり
ネットの減税によつて、直接税等々、殊に中堅所
得層に重税感のきつた所得税等々の減税を思ひ切
つてこの際させていたかとも、消費、所得、資
産に對する課税のバランスを図りますため
に、社会の共通の費用負担を皆さんに薄く負担し
ていただくといふこともございまして、消費税を
御提案をいたしました。しかしこれは、ただいま
申しましたように、財源対策としては、むしろネ
ットの減税になるわけでございまして、そこを
意図したわけではございません。

○村山（参）委員 新税導入といふので、今税収の
中立性といふものは何だろ、これはやはりネッ
トで二兆四千五百億の減税、歳入不足という形を
立てているんだから、問題はそういう点から心配
をいたしているんだといふことでございまして、
私は増減税同額の原則といふのが税収の中立性だ
と思つてございまして、それはどういふ認識で
ございましてか。

○宮澤（参）大臣 基本的に私はそうありたいもの
と考へております。殊に、御承知のように特例公
債をなお発行しておる、赤字公債を出してござい
ます我が国の財政でございまして、できるならば

そういうふうにいたしたいというのが財政当局と
しての気持ちでございまして。

ただ、このたびの税制改正は、過去四十年近い
制度を改めることでありますし、また、急速にや
がて高齢社会を迎へ高齢化社会を迎へて、若い
方々がたたくさんの高齢人口を背負つていかなけれ
ばならないといふ状況がわかつておりましたので、
それらを考へますと、過去を顧み、将来を展望し
たしまして、どうしてもこの機会に抜本的な税制
改正をお願いを申し上げたい、そういう至上命題
から申しますと、それがいわゆるネットの減税に
なるといふこともあえてやむを得ない、財政当局
としては、今後の歳入の削減あるいは租税措置法
等々いろいろまだまだ見直すこともあらうかと存
じます、そういう財政再建の努力を続けていく、
そういうことをいふは覚悟いたしました上で、あ
えてネットの減税を御提案をいたしたわけでござ
います。

○村山（参）委員 新税に入つていく誘い水みたい
な格好に見られてなりません。膨大な国債残高を
擁している財政を抱えておる中で、あえてそうい
うようなことをやられるといふことは、予期しな
いといふ名における自然増収、そういうようなも
のが背景にあればこそ、そういうような措置をと
らうとした政策的な意図があるんじゃないかろ
うかと疑ふのでございまして、それはどうですか。

○宮澤（参）大臣 よく御理解いただいております
とおり、三・三三といふような弾性値は、これは
もうまことに異常でございまして、したがって
して六十三年度見直しにはそれを排除した形で
税収の計上をいたしておるところでございまして
したがって、そのような自然増収が今後さら
に続いていくといふようなことは、なかなか簡単
に考へられることではない。

例へて申しますと、地価の上昇といふものは下
降には転じておりませんが、しかし鎮静をし始め
ておりますし、非常に多くの有価証券取引があつ
ても、ややも過去のことになつてつづいてござい
ます。

その他、これは具体的に申し上げることはできませんけれども、今の我が国の金利は史上最低であるといったようなこと、それから石油価格もかななり低いところに来ておる、円も相当上り詰めておるといったような条件が、さらに今後企業経営にこれ以上どんな有利に進んでいくということはやはり考えにくいところではなからうかということとを考えますと、今後の歳入につきまして余り樂觀をするわけにまいらないというふうに考えております。

○村山(喜)委員　高齢化社会を迎える中で、なぜ所得、消費、資産の三面の上から見てバランスがとれた体系が必要なのか、このことについて伺いたいと思います。

といひますのは、自然増収が進んでまいりますとなれば、直接税の比率が高くなることは六十三年度の決算の状態を見れば明らかでございます。したがひまして、所得、消費、資産という三面のバランスがどのようにとれなければならないという想定が頭の中にもずあるんでしょうか。私たちは、高齢化社会の中でなぜそういうバランスがとれなければならないのかという政府の説明がわからぬのであります。宮澤大蔵大臣のお考えを承りたい。

○宮澤國務大臣　ただいま、六十二、三年あたりの我が国の人口構成は、御承知のように六十五歳以上を高齢者としたしまして、その高齢者を生産年齢人口、すなわち十五歳から六十五歳までの人口がいわば背負っておる、そういう姿の比率は六・六人で一人を背負っておる姿でございます。これが二〇〇〇年になりますと四人で一人を背負う姿になり、二〇一〇年には三人で一人を背負う、これはほぼ人口統計的に明らかでございます。

つまり、これから急速な、いわば社会の高齢化が始まる。そのようなときに、今より半分以下の人間が我が国の社会保障制度を安定的に背負って、いってもらうといたしますと、人数が半分以下になるわけでございますから、現行の税制でこの人

たちがこれだけ所得税を負担をしてもらいまして、このような大きなお荷物を背負うということと、私は到底可能でないというふうに考えております。しかし、さりとてこのような社会保障制度はもとへ戻すというようなわけに、いわばこれよりさらに昔のような不十分なものにするというわけにはまいりません。やはり安定的に推移していかなければならないことは明瞭でございます。

そういたしますと、もとより保険料の負担にも限度があることでございます。であるとすれば、やはりこのような社会の共通の負担は国民みんなが広く薄く背負っていただくということが、今の我が国社会におきましてはできることであるし、また望ましいことではないかと考えるものでございます。

すなわち、年をとるといふことは、所得を得る、いわゆる稼働能力はこれはどうしても衰えてまいります。これはやむを得ないことであります。しかしながら、消費というものは一応どなたもされるのでございますから、我が国のような所得水準が高い、かつ所得格差の少なくなりました社会におきまして、若い方もお年寄りも消費に際して薄い広い消費税を背負っていたら、それによつて我が国全体の活力ある高齢化社会を維持していく、発展させていくということは極めて大切なことではないか。そうでありませんと、たださう非常な重税感を持っております今の中堅勤労階級に、さらにほとんどのえがたい負担を負わせる結果になることが目に見えておる、そういうふうな考へておるものでございます。

○村山(喜)委員 消費税を導入したら直間比率が七三対二七から六七対三三になるという見積もりでございますが、大蔵省はこの比率を六、四に持っていくというお考えですか。いわゆる消費あるいは所得あるいは資産、このバランス論というのは、何をどこまで持っていくという政策的な意図をお持ちでございませうか。

○宮澤國務大臣 從來直間比率ということで申し上げておりますので、まずそれを申し上げるわけ

でございしますが、シャープ税制が始まりましたところの直接税は大体五五であつたと存じます。間接税がその残りでございました。昭和三十年ごろに一度直接税と間接税がほぼ五〇、五〇にいつときなりかかつておりますけれども、その後はもう我が國の所得の伸びが非常に大きゅうございますから、現在のように七三対二六、七ということになってまいりました。これは、現象としては先ほど申し上げましたような給与所得を中心とする非常な重税になってまいつたということでございますが、何としてもこれは直さなければならぬというところで、このたび御提案いたしました税制が平年度化したしますと、大體六六、七対三三、四、二対一ということになるうか、これはまああの姿であると私は考えるわけでございます。

なおそのほかに、今度は資産課税というものを導入してまいりますと、この直間という中へ流通する税のようなものが入ってまいりますので分類がやや異なっておりますが、資産課税について申し上げますならば、このたびの御提案によりまして、大体資産課税の占めるウェイトというのは従来と変わっていない。これは都会における土地の価格の上昇等によりましてかなり大きな減税をいたさなければならぬ、また、昭和五十年度に決めたまままでございましたから控除等も倍にしなければならぬというようなことがございますけれども、しかし他方で資産課税のウェイトを落とすということとはまたそれなりに問題がございますので、これはほぼ維持をしておるということでございます。

○村山喜委員　その資産課税、今は約二〇％ですね。これはそのまま維持する方向、それで直間比率は二対一ぐらいの割合、大臣が頭の中に入れていらつしやるおよそのバランス論というのはそういうところでございますか。

そうなりますと、フローの所得からストックの方へ変わっていく、資産の形成ができていくと

いう姿が、後ほど私は新しい国民経済統計に基づいてその点をただしてまいりたいと思いますが、

それは今年度消費税を入れる場合に、資産課税というのほうふやしもしなければ減らしもしない、そしてフローの所得として得たものの所得税の比率を減らしながら、消費をしていくその面に着目をして課税を強めていく、こうしてバランスをとるんだということになってまいりますと、キャピタルゲイン等が手に入りまして思わぬ資産を持つに至った、ストックの増価益がふえた、そういうような人たちの社会における社会的公正をどのようにして果たさしていくのかということについては、まだ考えていらっしやらないのですか。

○宮澤國務大臣 それはいつやも村山委員が御提起なさいますして、お考えを私は傾聴いたしておったわけでございますが、確かに、所得税をなるべく、いわば税率の刻みを少なくしていくと、最高税率も下げていくということ、これが世の中が正常でございましてそれでよろしいわけでございますが、たまたま地価の上昇のようなことがございまして、そういう人たちは、いわば所得税が下がってまいりますと資産という形でそれを蓄積していくことがやりやすい。したがって、片一方で所得税におきまして土地の短期売買の重課であるとか、あるいは有価証券、株式につきましてもいろいろ当委員会が御議論がございまして、それらの不公平と言われている税制の是正とかいいうところで、そこはそれで所得税側で重課する方法を考へる必要がございまして。

それでも、しかし資産の方の蓄積はどうなるのかというお尋ねは私はごもっともなお尋ねだと思つておりますので、実を申せば、都会における猫の類ほどの土地が、本当にちゃんと相続税をかけますととうもろ相続人がそこへ住んでおれないというような、こういう異常な状況にだけはともかくこの際対処しなければならぬという問題がございまして、それがございしましたためになかなかその点を除いて資産課税をきつくすればいいというだけの方に走れませんで、そこで非常にいろいろ私ども悩んでおるところでございます。

それにいたしましても、我が国の今度御提案い

たしてあります後の資産課税、相続税等の税率は、諸外国に比へまして決して低いものではございません。むしろかなり高いものでございますし、また、ともかく資産課税としての比重は全体の中で下がらないようにいたしまして御提案をしたところでございます。

○村山(書)委員 私はこの際、政府税調へ諮問をされたのが六十二年の十一月の十二日、そして中間答申が出てまいりましたのが六十三年の四月、最終答申が六月に出てまいりました。それで、この答申を求められたのは、竹下総理大臣の名において求められたわけでございましょうが、これに對する中間答申を見ても、こう書いてあるのです。六十二年の十一月の十二日に、總理から、「長壽・福祉社会の維持のため所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築することを目的とした」云々の諮問を受け、今日まで審議を重ねてまいりました。

これからまいりますと、もう初めから總理は、その諮問をするのに当たりまして、一定の枠組みの中で答申を求められたのではなからうか。ということになると、初めに消費税ありきという形の中でその答申を求める用意をされたのではなからうかと思われ、でございますが、そうでございせんか。

○竹下内閣總理大臣 元来、この政府税調に對して諮問をいたします際は、私はいつも申し上げておりましたが、国税、地方税を通じて税体系いかにあるべきや、だから予見を挟まないということをよく申し上げておりました。そういう諮問の仕方が一つ、それからいま一つは、その際、何年度の税制についてというので予算編成前に答申をちょうだいする年度税制と、二つの場合を考えておりました。したがって、あるべき税制のあり方というふうには本当は前提条件をつけないうで諮問申し上げるの、私は専門家の皆さん方のお集まりに對する礼儀でもあるというふうな感じを長らく持つておいたことは事実でございます。しかし、変わってまいりましたのは、やはり一

つは、国会の議論等におきまして、今志向すべき問題点のあり方というものが徐々に明らかになってきたことは事実であらうというふうに思います。これは五十四年の際からの経過からしてそういう傾向をたどってきたんじゃないかなというふうに思いますから、私は基本的に偉い先生方に、あるべき税制の姿、こういうことをお願いすると同時に、国会等で最も議論の多かった問題を若干つけ加えさせていただいてこの諮問文をつくらせていただいたという印象を私自身持つております。したがって、初めに消費税ありきということとを念頭に置いておいたわけではございません。

○村山(書)委員 その答申を見ても、現行の所得税、法人税、間接税等については問題がある、不公平感、重税感がある。財政は巨額の赤字を抱えている、国債残高を抱えている、いよいよ厳しい状況の中にある。しかし、減税はやらなきゃならぬ。それで、有価証券の譲渡益については原則課税にする。広く薄い安定的負担を求める新しい消費税が必要だという答申を得られて、それに基づいて党税調などいろいろな打ち合わせをされた結果、今日提案をされたものでございせんか。どうも、二十一世紀に向かって国民が公平感を持つて納税できるような安定的、信頼感のある税体系を今度提案をされたこの法案によつて、つくり上げることができたらどうかということ、この前から野党四党が政審会長会議で懐を開いて税制の基本構想を持つて国民に訴えてきたわけでございます。

一体そういうような、二十一世紀に向かって国民が公平感を持つて納税ができるような税体系というものが今度なるのでしょうか。その点については御自信がございせんか。

というの、どうも日がたつてつれて国民の間、何だ今度の税制改正は、これはもう一回やり直しをしてもらわなやいかぬじゃないか。特に消費税について非常に人気が悪うございせんか。そういうようなことを考えれば、国民が税のあり方の問題について、納税者としての主権的な立場

から、どうも今度提案されたのはそういうような二十一世紀に向かって安定的な公平感を持った税体系にはなり得ないんじゃないかというふうにひとしく思っているんじゃないでしょうか。そつちの方が多いように感ずるのですが、これは宮澤大蔵大臣、どうなんですか、PRが足りないからそうなんではないでしょうか。

○宮澤國務大臣 政府は昨年売上税の形で御提案をいたしました。これは国会からもまた世論の上からもいろいろな御批判を受けました。その御批判にかんがみまして、今度は十分反省の上、国民の御意見も広く聞きながら新しく消費税を御提案した、税制改革全般についての改めて御提案をしたわけでございます。

その際、今国会におきまして、いわゆる不公平税制というものがたくさん残つておつて、これが解決されなければ国民としては新しい税制改革を議論するのはまだまだ早いのではないかと、八月十七日でございましたが、野党各党で御検討なされた結果を、さらに与野党間の御協議が続きまして、そうして今日いわゆる不公平税制の是正につきまして、この際直ちに実行すべきものは、あるいは先の日付でその再検討をはつきりさせておくべきもの、あるいは何年かうちに検討結果を求めなければならぬといったようなもの、幾つかに各党御協議の結果は分類されつつ、その姿がかなり明確になつてまいりましたように承つております。

この点は、国会の御意思でございますから政府としてもよりそれを素直に承るべきものであるというふうにご考慮のうえでございますが、これによりまして、まず不公平は正部分につきましてはかなりの改善が見られるということを期待してよろしいのではないかと考えております。なお、これとの関連で、高齢化社会、高齢化社会と言ふけれども、一体それはどのようなことを考え、どのような施策を可能にするものかといったようなことについて、もつとはつきり、できる限りの姿を国会にお示しすべきであるといったよ

うな御指摘もあり、また行財政改革を推進しなければ国民は新しい税というふうなものについて不信を持つというふうな御指摘もございました。これらの点もまことにございともなことであつて、政府内部でもその点はいろいろ勉強させていただいたところでございます。

そういう背景がございまして、今、その問題の消費税について国民がどう考えておられるかということでございますが、昨年の私どものいわば苦い経験もございまして、このたびは内容もかなり簡素なものにいたし、国民にもわかりやすいものにしてまいりましたつもりでございます。

しかし、私どもが直接地方に参りましていろいろな機会に、いわゆるつじ立ち等の機会に受けます御批判は、一つは、行財政改革の努力をなお十分にやらなければならないということ。もう一つは、いろいろございまして、転嫁ということが果たして十分に行われるのか。これは国民の側におかれて、もしこれをやってく場合は、これはいわば消費者が転嫁を受けて負担すべきものでございまして、それがうまくいかないときには自分のところの持ち出しになつてしまふと事業者が考えられるのは、心配されるのも一つのことでございます。この激しい自由経済の中で転嫁が本当にできるのか、それをどうやって政府は担保するかというふうなことは大変に御議論になつております。

国民の御批判はいろいろございせんけれども、ただいまの行財政改革の推進ということ、それから転嫁をどうすれば確実にできるかといったようなことが、ほかにもいろいろございまして、いろいろ御議論になる中で目立った点である、そういう点についての政府の努力が求められておるといふふうに考えております。

○村山(書)委員 私は、今の宮澤さんの答弁では国民を納得させることはできないと思ひます。しかし、その問題をこれ以上質問をするわけにはまいりませんが、この新しい消費税、間接税制度というものを考えてきたのは、売上税の反省の

上に立てて考えた政府税調の答申の中にござい
ますね。そのいわゆる基礎的な条件、新聞接税を
導入する基本的な条件は、今も官澤大蔵大臣が
話がありますように、いろいろなことをおっしゃ
います。所得水準が上昇をして平準化している、
社会生活全体が均質化してきた、国民の関心とい
うものが水平的公平を考へる方向へ向かってきて
いる。これは恐らく小倉会長がそうお考えになっ
たのだらうと思うのですが、その答申を受けて、
御無理ごもつともだという会心の笑みをたたえ
るような答申だとお考えになつてゐるのだらうと思
うのだけれども、一体そういうような状態に今進
んでゐるのでしょうか。これから悪くなるんじや
ないか。例えばジニ係数の問題等をとりえてみま
すと、私は樂觀できない状態になりつつあるのじ
やないかと見てゐるのでございますが、そういう
ような答申を受けた状況の中的情勢と今日の情勢
ではどのような変化があり、またこれからどうい
うふうに変化していくというところをなさつて
いらつしやいますか。

○官澤國務大臣 これは、あるいは他の閣僚から
も御答弁があるべき問題かと存じますけれども、
シャープ税制以後今日まで我が国が歩みました道
をいわば長期的に見てまいりますと、国民の間の
所得水準が上がり、格差がかなり急速に縮まった
といふことは、これは長期的に申し上げて間違ひ
ではないと思ひます。五分位階層の比較で申しま
すと、昭和二十五年あたりが一对五・八でござい
ましたと思ひます。ただいまが一对二・九ぐらい
でございまして、ジニ係数につきましてもかなり途
中まで好転をしてまいつたところでございまして、
村山委員のおっしゃることは私はごもつともだ
と思ひます。そのような長期の流れとしては
私は間違ひないと思ひますが、この何
年かのところでその流れがどうも停滞した、ある
いはや逆転してゐる部分がありはしないかとい
う点に關してであると私は思ひます。

それは、やはり二度の石油ショック、それから
かなり円高が急激に短期間に訪れたというような

ことがありまして、我が国に雇用不安が御承知の
ようにごくごく最近までございまして。これは非
常に深刻な問題でございまして、雇用不安にな
りますとどうしても賃金水準よりは雇用そのもの
の確保というふうな労使とも考えやすい、これは
やむを得ないことであると存じます。そういう
ところで今格差是正の流れが停滞をした。

ただいま二・九と申し上げましたけれども、こ
れはいつとき、もう少しいい、二・六でございま
したか、昭和四十五年でございまして、いわば一
遍完全雇用みたいな感じの出ました石油危機の直
前、かなりいいところまで行きました、それから
石油危機でする、しかし二・九より悪くなつ
てはいいない。こういうふうな中期の申しま
す。短期的には必ずしも好転をしていない部分があ
ることはおっしゃるとおりでございまして。

しかし、ここに参りまして有効求人倍率が一を
超えた、だれが考へてもかなり人手不足に近い経
済になつて、比較的経済がうまく動いておるとい
うことになりまして、雇用の不安といふのは急
速に解消しつつある、したがつて、長い間進んで
まいりましたそのような大きな流れといふものは
ここでまたもの流れの方に戻つていくと考へて
相当なものはなからうか、こう考へますものと
すから、この何年間の問題がありまして私は私
は村山委員のおっしゃるとおりであると存じます
が、これからの流れといふものは、やはり何十年
進んできましたその方向にさらに進んでいくと考
えてよろしいのではないかと申しておるもので
ございまして。

○村山(喜)委員 今の大蔵大臣の答弁を聞いてお
りますと、私は納得がでないのであります。
というのは、今国会に出されてまいりました
所得税法や法人税法の改正あるいは相続税法の改
正の中身を見てみると、資産を持つてゐる人た
ちには有利に働く、しかし、土地も持たなければ株
も持たない、一生懸命働いてゐる人たちにとりま
しては余りありがたい税制でございまして。
そこへもつてきて消費税をかけられるわけです。

消費税は、そういうような平準化し社会全体が均
質化している中でかけるといふことになると、私
がいつか言つたように人頭税なんです。人間の頭
にかける税金なんです。そういうようなところか
らいえば、社会的に所得の少ない人にはやはりそ
ういうようなことの方で不利に働いていくとい
うことは否めない問題でございまして、ジニ係
数は一時的に悪くなつてゐるが将来はよくなるだ
らう、それはただいただけません、そのことははつき
り申し上げて、今この消費税をつくらなければなら
ない客観的な条件といふものは、もう少し掘り
下げて論議をしてみる必要があることを指摘をし
ておきたいと思ひます。

そこで、今度、年金の課税の問題にちよつと移
らしていただきますが、給与所得から雑所得にな
りましたね。雑所得になつた。そこで、いわゆる
高齢者に対していろいろ特別な控除方式等を
用ひまして、厚生省の資料によれば、六十五歳以
上の夫婦の場合の課税の限度額といふものが、従
来の二百二十九万六千円から二百五十六万六千円
になつてゐる。このことはさうでございま
すね。

そこで、その中で、私たちのところに参ります
手紙やら訴えの中に、公的年金控除が百二十四万
一千円になつた、これが十五万ぐらゐ下がること
になつたわけでございますが、さうなつてくると、
どうも十四万五千円ほどの公的年金受給者の控
除が下がることに伴ひまして、国民健康保険税が
その分を受けて二万数千円上がった。それは市町
村によつて違ひますけれども、大体そういうこと
であります。

年金のいわゆるスライドというのは物価スライ
ドでございまして、〇・一％しか上がつており
ませんので、そういうようなところで百七十五円
ぐらゐでしようか、年金はコピー一杯分しか上
がらないわけですね。そこへもつてきて、高齢者社
会の中において年金制度といふものを考へてお
る、あるいは所得の問題を考へてそういうような
問題を取り上げてきたと言ふのだけれども、現実

の問題としては、収入はふえないのに、税の形を
とる国民健康保険税、あるいは国民健康保険料で
もよろしうございまして、これは余計に出さな
ければならないということになつたら、それにお
まけに消費税で消費に対して課税をされるという
ことになると、今度の税法改正といふのは年寄
り泣かせの税法改正じゃないでしょうか。その点
はどういうふうに説明ができますか。

○水野(勝)政府委員 年金課税の制度につきま
しては、御指摘のように先般改正が行われてござ
いますけれども、この点につきましては、御指摘に
もございましたように、年金課税につきましても
りますれば、現在が二百六十九万円で非課
税、これが三百一十万円まで非課税ということに
ございまして、老年者年金特別控除それから従来
の老年者控除にかへまして、公的年金控除と老年
者控除の大幅引き上げをもつて対処いたしました
結果といたしまして、年金課税、所得課税につ
きましてこれが負担増になるということではないこと
でございまして。

それから、消費税との関連におきましては、六
十五歳以上の方々の世帯をとりまして、今回の
組み合せでも減税になつておる。また、六十二
年度改正をも含めて考へますれば、これは負担軽
減は明らかとところでございまして。

ただ、御指摘の国民健康保険料の計算につきま
しては、この年金課税制度の仕組みの控除の態様
がかわつたことによりまして、課税の方式の選択
によりましては負担の変動が起こり得ることはあ
るようでございまして、全体としてのこの
ような年金課税の軽減によつてそのあたりは吸収
されるものではないかと思つております。

○村山(喜)委員 吸収されるものと涼しい顔をし
ておっしゃるけれども、厚生省はどういうふうに
計算をしてゐるのですか。それは直ちにそういう
ような――厚生省じゃなくてこれは自治省です
ね。自治省はどうなんですか。負担がふえること
をお認めになるんじやございませんか。

○湯淺政府委員 国民健康保険税の問題につきま

しては、所得税、住民税におきまして年金所得を給与所得から雑所得に変えたということによりまして、いわゆる総所得金額から基礎控除だけを控除するたゞし書き方式を採用している地方団体におきましてはこの老年者控除というものが適用されなくなるといふことがございまして、年齢あるいは収入の多少によりましては税負担が増加する場合が出てくる場合があるんじゃないかと思ひます。

この点につきましては、国民健康保険というのは被保険者全体が医療費の総額を負担し合うというところで、どのように公平に負担し合うかという問題に帰着するわけでございまして、この辺を今後どう考えていくか、これは六十四年度から出る問題でございまして、この問題につきましては関係省庁との間でいろいろ議論をいたしまして、今回の年金の取り扱いの改正の趣旨などを踏まえまして御協議をしてみたいと思ひわけでございまして。

○村山(喜)委員 総理大臣、お聞きのとおりに、租税負担率だけの問題で我々はこれからの高齢化社会を論ずるわけにはいかぬと思ひます。やはり社会保険料を、あるいはそれに類するいわゆる掛金、負担金という問題を織りまぜながら、全体的にどういふような状態になるかということを描かなければならない。

これは給与所得対象から雑所得対象に変わっていった。高齢者の人たちは言うておりますよ。おれたちは、昔はちゃんと議員電車に乗っていった、今は恩給生活、年金生活だから必要経費というものは現役に比べて減るだらうけれども、しかし給与所得者として働いてきたなを受け継いでやってくんだという気持ちでございまして、雑所得者になつてしまつた、そういうふうになつてしまつたのではないにせよ、その中でこういうような弱者に対して打撃を与えるようなことをやろうとしてゐるんじゃないか、何とかおまえたちしっかりせいでとOBの連中から言われるのですよ。その人たちは、現役のときには共済年金なりある

るいは厚生年金に入つてゐた。共済年金の受給者の場合、特にこういうような国民健康保険とかといふものに変わつていくわけですから、やはりそういうような年金受給者が不利にならないようにするといふのは、提起をなさいました皆さん方が、六十四年度からこの問題については発生するんだから関係省庁打ち合わせをしたいという事務当局の答弁があるのですが、自治省と厚生省になるんではないか、大蔵省になるんではないか、それはやはり全体を眺める総理大臣が、そういうような政策的な意図はないのにそのような不都合なことが生じているとするならば、これは前向きに処理をすべきだといふ答弁をいただくわけにいかぬでしようか。

○竹下内閣総理大臣 村山委員おつしやいましたように、今後の税負担のあり方について、これは租税負担率だけで議論することは私もしらないと思ひます。大きく言えば国民負担率と言つた方がよろうかと思ひます。保険料のところもございまして、保険料のところもございまして、総合して申しますとやはり国民負担率そのものがどれぐらゐなところにあるかということ、まず今後の国民生活そのものは見ていくのが私はいふことだといふふうにも今までも思つてきたところでございまして。

それで、年金関係が確かに雑所得といふところへ参つたことも今度のことで私も承知をしております。今もお答えしておりますように、この問題についてはいわゆる医療保険そのものの問題といふのがもう一つある。したがつて、これについてはやはり地方税でございまして、六十四年に実施されるわけでございまして、それまでの間に協議しなければいかぬといふ答弁があつておりました、私も協議すべき課題であると思つております。

本日は厚生大臣が年金担当大臣ということに指定してあるわけでございしますが、税の問題ということになるとだれが主宰者になるかということについては、ちょっと私も今すぐお答えするだけ準備しておいたわけではございません。

○村山(喜)委員 厚生大臣、私はやはり高齢化社会の中で、今総理がおつしやるように国民負担率の問題で考えていく。その中で、そういうような制度の改正に伴つてマイナスが働くようなことがあつてはならないという気持ちは厚生大臣が一番お持ちだろうと思ひます、それについてのあなたの所見をお聞きしたい。

○藤本國務大臣 昨年の税制の改正によりまして、年金受給者の国保税の取り扱いについての御指摘、状況につきましては政府委員から答弁申し上げましたとおりでございまして。

確かに、年齢それから年金受取額の数字によりましては、プラスになる人もあり、御指摘のようマイナスになる人もあるわけでございまして、特に、新聞に投書がありました丸山さんだったかと思ひますが、あの事例を拝見しておりますと三十数%の国保税が今よりも上がる、これはやはり大変大きな数字だと私は思ひます。こういうことはやはりいかにかなものであらうかといふ問題意識を持っておるわけでございまして、今後自治省と私も十分に詰めてまいらなければならぬ、さうな考え方でおります。

○村山(喜)委員 十分詰めていただいて、期待にこたえていただくように要請をしておきます。

そこで、年金制度の問題、ちよつとやはりここで詰めておいた方がいゝだらうと思ひますので申し上げますが、日本の年金制度といふのは、税が持つております垂直的な再配分機能といふものはほとんど果たしてないんじゃないかといふことがよく言われます。それは今の仕組みが、生涯一生懸命働いて勤めた女性の工員と、それからその人の所属している会社の社長夫人と、受け取る公的年金の収益率を考へていけば、その社長夫人の方が余計もつて独身で一生懸命働いた人の方が下がるというふうな仕組みでございまして、これは、垂直的な公平感といふものは今の年金制度の中ではないんじゃないかといふふうに、全然ないとは言ひませんが、ほとんどないと言われるの

は当然だろうと思ひます。

そこで、今こういうような社会保障の問題をめぐりまして、今後高齢化社会を迎えてくるんだからこういうような消費税が必要だということ提起をされた。しかし、その中身はどういうふうになつてゐるのかといふことについて、これから承つてまいりたいと思ひます。

日本の公的年金制度といふのは、今までは拠出方式が中心でございましたが、今実際的には賦課制度になつてきてゐるのではなからうかと私は思ひます。中曾根行革で出資をいたしまして今日まで国の負担金はすうとカットをしてまいりました。厚生年金だけでも国庫負担の四%分が繰り延べになりまして、六十三年度末の元利合計金は二兆四千億余りでございまして。老人保健制度の発足に伴います毎年度の健保からの繰り入れは約三兆円でございます。それを拠出金として繰り出してゐる。だから、保険料を税金がわりにすりかえてゐるのではないだらうかと疑われるのでございまして、今の日本のこういうような公的年金制度といふのは、積立方式という社会保険料の制度から実質的にはもう賦課制度に変わつてゐるのではないだらうかと思ひます。

これからの社会保障関係の財源といふものを、見通しをつけたものも数字を示されておりますが、この前の委員会に提案をされました厚生省の案を見ますと、そういうふうな基本的な課題に対する考え方といふのはございせん。どういふふうにしてその財源を保障していくのかといふことについての考え方がないという点を私は残念ながら指摘をせざるを得ないのでございまして、一体今の年金制度といふのはそういうような積立方式に返られるつもりでございまして、それが、賦課方式といふ今の変わった形に転化していきつた、いつてゐる。これをもとの姿に戻すことができるというふうにお考えでしようか。もうやむを得ない、今のままではいふよりほかにいんだという考え方でありましようか。

その点についてお答えをいただかなければ、消費税を導入する目的が、明らかにそういうような高齢化社会における、それを全体を予想して提案をしているわけでございますから、その点から明確にならなければ消費税の根本的なあり方についての論議ができないと私は思うのでございますが、厚生大臣の所見を承りたい。

○藤本國務大臣 我が国の年金制度は賦課方式か積立方式か、これは今まで随分議論がなされてきました。極めて基本的な問題でございますが、御承知のように今日は積立方式で年金制度を運営しておるわけでございまして、厚生年金、国民年金合わせまして現在六十六兆円の積立金もござい

す。ただ、今後の方向を考えてみますと、団塊の世代が年金受給者になりまして八十年代の後半、このあたりでは給付額が総体的に現在よりも大変な金額になってくるわけでございまして、賦課方式の状況にならざるを得ない。また、そういう状況になればなるほどこの年金財政の問題が極めて重大な課題になるわけでございまして、この給付に対する負担をどうやって安定的に確保していくか、こういう問題も当然出てまいらると思っております。

○村山(喜)委員 この前、厚生省、労働省の案だとしてこの委員会に示されました「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」というものを拝見いたしました。なるほど、生きがい対策とかあるいは社会参加とか健康づくりとか、あるいは家庭、地域生活の問題やあるいは老人施設や病院の整備、雇用、年金、こういうような問題について触れていらっしゃるわけでございますが、私は、やはり高齢化社会への対応というのは、その問題を基本的な掘えながら、今の税制なりあるいは社会保障のあり方が果たしてそれに対応できるものであろうかということを追求をしなければならぬと思うのであります。

そこで、これは税制の問題でございますが、い

わゆる家庭における専従主婦というものは特別に配慮して、その貢献度に応じて特別の妻の座を確保するための措置をとりましたね。その問題といわゆる婦人労働者が市場に参加することを抑制する問題とのつながり。また、今の年金の計算をいたしてみますと、婦人労働の市場参加は現在のままという想定の中で計算をして、将来はこういうようなのが金が必要ですよという計算をしているのじゃないですか。だから、婦人労働者がそういうような労働市場に参加をして、そして掛金を納めていく、そういうようなシステムをつくっていかば、公的負担金というものは、国が出さなければならぬ負担というものは比較的少なくなるのじゃないか、私はそういうような計算をすべきだと思っております。

税制の中で家庭の専従主婦に対する貢献度を尊重してやるというのは、一面においては非常にいい制度に見えますが、一面においては婦人が労働に参加するシステムを抑えることになり、そして社会保障体系の中ではそれは後退をする方向に働くし、そしてまた財産計算をした場合でもそれはマイナスに働くのじゃないか。

だから、高齢化社会というのは、やはり年をとっても働けるような状況をつくっていく、スウェーデンにおける部分労働、部分年金というのでしうか。そういうような制度を我が国でも取り入れていくというようなシステムを考えなければ、現在のシステムの中でこの問題を整理をしようと思っても、どうも負担だけはふえていくということになるのじゃないでしょうか。その問題については厚生大臣、どういふふうにお考えになつておられるのですか。

○藤本國務大臣 部分年金の問題にも御指摘がございました。私は、基本的には、平均寿命がどんどん延びてまいりまして、これからの日本の社会というのは人生八十年型の社会になってまいるわけでござい

ますから、そういう中で人生五十年時代の発想というものを棄えていくということが最も基本的な

取り組みの問題だと思っております。これは、個人であるとか家庭であるとか企業であるとか社会であるとか、また地方自治体であるとか国、あらゆるレベルで社会のシステムを変えていく、新しい行き方を考える、新しい物の考え方を

行う、こういうことだと思っております。そして、そういう全体の中でのいろいろな具体的な問題を解決していくということが最も基本的な大事であると思っております。

部分年金の問題は、おっしゃる通りに、年金を六十五歳から受給する前に、部分的に年金を受給してそして退職をしていく。これは実は失業率との関係がございまして、早く年金をもらうことによってリタイアする、そして若い人たちの失業をカバーしていく、こういうねらいがございまして

スウェーデン等で実施しているわけでございまして、日本の場合は、御承知のようにそういった失業率が低い、もうほとんど完全雇用の状況でございまして、この部分年金を採用するというような状況には日本はないわけでございまして。

ただ、考え方としては、六十歳の今の定年、それから将来六十五歳に年金の受給年齢が引き上げられた場合に、その間をどうやってつないでいくかという問題になるわけでございまして、その点につきましましては、部分年金とは異なつた、この六十歳から六十五歳までの間をつなぐということについては考えていかなければならない、そういう問題だと思っております。

○村山(喜)委員 総理が長寿・福祉社会を維持するために税制のあり方を考えるということでも答申を求められて、それに基づいて今提案をされた基本が示された。ところが、今その長寿・福祉社会を実現するに至るいろいろな仕組みなり財政なり制度論というものを私は考えてまいりますと、これは本当にまだはるかでございます。そして七十年には公的年金の一元化が待ち受けておりますし、六十五年には老人医療費の保健法の見直しの問題も出ておるわけでございまして。医療の問題だけではございませんで、国鉄共済の問題があ

りますし、年金制度の全体の長期の見通しの問題等もある。

そのときに、今そういう目的として描いているものがまだまだ姿がはっきり見えない状況の中で、税金だけは先に取るんだぞという消費税の姿は、これはどんなものであろうか。長寿・福祉社会を実現するための施策、そしてまたそれを維持するための税制ということを考えたら、やはりそういうような税金と、税金を徴収して達成をしようとする目標とをきちっとした形で置かなければ国民の理解は得られないのじゃないだろうか。私は、アメリカの場合でもイギリスの場合でも、基本税率を下げたりして、きちっとした形で水漏れを防ぐような税制というものを企業税制でもつくって、そして活性化を取り戻していったあの手法を考えると、私たちもやはり学ぶところがなければならぬと思っております。

今の長寿・福祉社会と税金との関係は、もう少し時間をかけて詰めてみる必要があると思うのでございまして、総理の御見解を承りたい。

○竹下内閣総理大臣 私は、今の村山委員の議論を聞いておりますと、私ももかつてやっておりますた福祉目的税的な方へ若干何か引き戻されるような感じをしながら本当は話を聞いておったわけでございまして。確かに、五十四年のあの決議をつくりまして、国民福祉充実のため安定した財源が必要であるということが書き出しになっておりますときには、あるいは私を含め、いざれ訪れてくる長寿社会というのに対して福祉目的税的な感覚があつたのじゃないかという感じがいたします。

確かに、安定した財源が必要であるということをは言うをまたないことではあります。さようしかば、そのビジョンをきちんとしたものを出して初めて国民に理解を求めることができるではないか、こういう御趣意であります。したがって、たび重なる本院における御議論の中で、福祉ビジョンというのを先般提出いたしましたわけでございまして。これについては、しよせん給

付、負担の關係は最終的には國民の選択に関する問題でございますが、今の水準を落とさないという議論はもちろんであるわけにいたしまして、あらかじめ将来の負担と給付を予測しながら長期計画を数字を入れたようなものを出すのは、これはなかなか難しいことだということは御理解をいただけるものであると思っております。

むしろ、これはいさかきよの議論の流れで最初の御質問を伺お借りするような気がいたしますが、あるいは自然増収とかそういうものが幾ばくでも出るような今こそ、将来を展望した、完全なものはありません、不磨の大典であると思えませんが、可能な限り安定した税財源の構築の議論が一番できるかどうかというふうなことに考へて、急ぐべきではないというよりも、急ぐべきだとは申しません、今こそ最善の機会だ、こういうふうにお答えをするにとどめておきます。

○村山(書)委員 消費税の具体的な例で一つだけ通産大臣に尋ねまして、それから問題の企業税制からリクルートの問題についての質問をいたしたいと思ひます。

通産大臣、今石油業界は、十兆円の売上高に對しまして既に三兆二千億円の石油関係諸税を受け持つてゐるというふう聞いております。ところが、新たに今度消費税を設けるといふ案が出てまいりました。そうなつてまいりますと、この石油関係諸税の問題についてはさきに大蔵委員会で決議がございまして、国際比較の上で非常に高い、複雑である、これを是正すべきであるといふことの決議がなされておることは大蔵大臣は御承知でございます。

これは非常な基礎物資であり、産業や国民生活に非常に重大な問題を提起するといふことですから、そういうようなことからいへば、ここだけ、この部門だけが三兆億圓加重されるというふうなことになつたのでは、消費税の提案の趣旨からいつても極めておかしいことになるのじゃないかといふふうな考へておりますし、他のエネルギーと

の競争力を考へたりすると、どうも均衡がとれない素地が生まれてくる可能性があると思ふのでございしますが、通産大臣はそういうような問題について非常に深い理解をお持ちでありますので、大臣の所見をまずお伺ひをしておきたいと思ひます。

○田村國務大臣 御承知のように、消費税といふものは、消費に對して薄く広く課税ということですが、原則非課税を認めていないといふことでございまして、石油諸税におきましても例外ではあり得なかつた。

しかしながら、實際に消費税がかかるわけでございますから、そういう点で、我々は総合的にこの消費税分をどういふふうにするのかといふことで、今鋭意検討をいたしておるところでございします。

○村山(書)委員 検討を願ふことは結構ですが、やはり善処願ふなければならぬと思ひますので、その点については要望を申し上げておきます。

そこで、企業税制の問題でございしますが、今回はまあ配当課税制度は法人段階で廃止をする、受取配当の益金不算入制度といふのは一〇〇%を八〇%に下げておるわけでございします。

そこで、一体その受取配当等を益金不算入にする制度といふもので一番受益者といふのは今までのどなただつたらうかといふ企業の実態調査を私たちが方でもしてみます、これは商社が一番大きな利益を受けております。三菱は六八%受けています。三井も四九%受けています。丸紅が四二%、日商岩井は六〇%受けておるものが明らかになつてまいりました。こういうような一部の業種だけがそういう税制によりまして特別な恩恵を受けるという仕組みは、租税特別措置法なりあるいは法人税法の本体にもかかわりますが、そういう制度の仕組みといふものはよくない、私はそう思ふのでございします。というのは、日本の会社の場合には法人間の株式の持ち合いが八〇%を占めてゐるといふことから生まれてくる現象でもござ

います。

やはりこのような状態は企業税制のあり方として直していかねばならぬといふ意味で、今まで一〇〇%であつたものを八〇%に下げられただんどうと思ふけれども、もう少しこれを下げていく意思はないのか、宮澤大蔵大臣にその点をお尋ねしておきます。

○宮澤國務大臣 これはよく御案内でございしますので、よくは申し上げませんが、いわばシャープ勧告によつて始められたところの制度でございします。

二つの会社の間がいわば親子關係にあるといつたような場合には、この課税をいたしますと、それならばもう会社は一緒になつてしまつた方がいゝといふことに當然なりますので、そうしますと会社間の垂直的な合併を、統合を税制が促すようなことになつて、それは税制の中立性といふことからいふとやはり好ましくないであらうといふ問題が一つ御承知のようにございします。しかし、他方、そういう場合ももちろんございしますけれども、いわば投資物件として株式を保有するということも、これも間々あることでございしますから、そういう場合にまで益金不算入といふことは、それはそこまではするのではないかといふたようなことが他方でございします。

そこでこのたび、特定の場合、例えば株式を二五%あるいはそれ以上持つてゐるといふような場合には、これはまあ一種の親子關係でございします、そういう場合にはともかくといたしまして、それでないような場合にはこれはやはり課税をある程度すべきものであらう、結局二年間で八〇%にまで下げるというのを、益金不算入といふことを考へたわけでございします。これは聞きまして、アメリカでもそういうような八〇%といふことをやつておるようでございしますけれども、結局もうこれは議論をしてまいりますと、配当といふものは、法人と法人、法人と個人の間にどういふふうな扱ふべきなのかといふたような、これは私なんかには非常にわかりかねる難しい税の方の

議論に入つていくらしいでございしますが、現実にはしかし投資物件として持つてゐるものまで不算入といふ必要はないといふことで、このたびの踏み切りをいたしたわけでございします。

○村山(書)委員 この問題は、企業税制のあり方の問題として、余りにも特定の業種だけが利益を受けるような税制といふものは直していかねばならぬ、私はその方向性といふものは間違いないと思ふので、す。

したがひまして、大商社が、社会的責任を果たしてゐるけれども、では本當にどれだけの税金を納めてくれているのかといふのを調べてみますと、余り税金を納めていないのです。何十兆といふような取引をしながら経常利益も上げておるような大商社が、法人税も余り納めていない。それで中身を見てみると、そういうような配当所得によりましてウエイトが非常に高過ぎる。このことを考へてみますと、もっと税制の切り込みは、引当金であるとか準備金であるとかといふだけではなしに、そういうような本体の分までしっかりとねらいを定めて公正な税制をつくるようにすべきである、私はそのことを要請をいたしておきたいと思ひます。

そこで、これはもう時間がだんだんなくなつて恐縮でございしますが、経済企画庁長官、六十三年度の國民經濟計算年報をお配りをいたしました。この中から私たちが、經濟活動によりまして六十一年度の暦年の間においてどのような資産が形成をされたかといふことが非常に統計的にわかります。

これをあなたには税制やあるいはこれからの經濟運営の中でどのように生かしていこうといふふうにお考へになつてゐるのか、私はこの中には非常に教えられるものがたくさんあると思ふのでございします。この活用の方法をこの新しい國民經濟統計に基づいてお考へをお聞かせいたしたい。

○中尾國務大臣 新SNAといひましようか、システム・オブ・ナショナル・アカウンツといふ形

で私も発表いたしました。発表したような方向で、また先生の御指摘のようなことも十分に踏まえながら活用していきたい、こう考えております。

○村山(喜)委員　そこで、リクルートの問題でございますが、総理がこの前ここで整理をなさいました。この問題は証取法上の問題が一つある、それから税法上の問題がある、それから刑法上の問題がある、それから道義、倫理の問題がある、四つのカテゴリーに分けて大要正確な表現で説明をされました。

そこで私は、今国民の中にありますのは、本当にどこまで広がっていくのだろうかという、政界、官界、特に公の職にある者、しかもそれが職務権限とのつながりの中において疑わしき者、これが次から次に出てきているという事態は、これは国民の大変な不信を買う状態に立ち至っていると思うのでございます。

そこで、私たちもきちっといたしてまいります。が、やはりこの問題については、まず文部大臣から、高石邦男前文部事務次官につきましの状況について、本人の名義で一万株を六十一一年の九月に入手したとして、それを処理をいたしておると言いますが、この高石君は、前に事務次官在任中に大学審議会委員に江副君を任命をした、それにタッチした人でありますし、また初中局長のときに教育課程審議会の委員に任命をいたした人でございまして、その意味において職務との関連が非常に強いのではないかと疑われるのでござい

ます。このことについて、今まで文部省としては何もございませんといいことで答弁をなさっておりましたが、新しい事実が出てまいりまして、これに対して文部大臣はどのような措置を今日までとられたのか、まずお聞きをいたしたいのでございます。

○金丸委員　文部大臣ちよっとおりませんから、加戸官房長。(発言する者あり) 静粛にしてください。勝手なことを言ってもうって困りますよ。休憩の権限があなたにあるか。来るまで待

つと言っているんじゃないか。静かにしてください、来るまでやりませんから。——もう大臣が向こうの委員室から出たそうですから、いましばらくお待ちください。

村山さん、改めて質問してください。それで、今の時間ロスは後で見ますから。

○村山(喜)委員　リクルートの説明は、竹下総理がおっしゃるように、証取法上の問題、税法上の問題あるいは刑法上の問題、そして道義上、倫理上の問題という分類をなさった。

そういう中で、今広範な汚染が広がっております。この中に、その地位にあつて、その職務権限に基づいてそのような疑惑を生じているような者が存在をするということについては、私たちはやはり厳しく責任を追及していかなければならない立場にございまして、文部大臣に再度伺いをいたしたいのでございます。

高石邦男前事務次官が本人名義で六十一一年の九月に一万株の譲渡を受けた。そしてそのことは、事務次官在任中に大学審議会の委員を任命をし、さらにまた初中局長のときに教育課程審議会の委員に本人を任命をいたしているという状態の中にありまして、この事実関係を説明を願うと同時に、文部大臣の見解を承りたい。以上です。

○中島國務大臣　まず事実関係について政府委員からお答えをさせ、そして私の見解を申し上げたいと存じます。

○加戸政府委員　昨日早朝でございしますが、事実関係について高石前次官から確認をさせていたいただきました事柄は、御本人の奥様が六十一一年の九月にリクルートコスモス株一万株の購入をされて、その二ヵ月後でございしますが、十一月にそのうちの六千株を売却し、ファーストファイナンス社からの融資金、借入金の返済に充てた、そして残り四千株は現在保有しているが、これは生涯学習振興財団の方に寄付をする予定であるという関係のお話でございます。

それから、審議会委員の発令関係につきまして、当然事務次官として大学審議会委員を発令す

る事務に關与する立場にあつたわけでございすが、このことに關し一切指示等は行っていない、下から上がつてきた書類を決議しただけである、そのような説明がございました。

以上が簡単な事実関係でございます。

○中島國務大臣　事実関係についてはたゞいま政府委員がお答えをいたしておりでございます。私自身また前事務次官の行動につきましては昨日の報道によつて承知をいたしたところでございすが、事実関係は今のとおりでございすが、私の率直な感想をいたしまして、これが本人であつたものであれ、この行為はまことに慎重さを欠いたものとしたしまして残念至極に存じます。私どもといひ、このように考えております。

同時にまた、省内に對しましてさらに厳正な職務を遂行いたしますように徹底をいたしたい、こう思ひまして、昨日既に事務次官並びに官房長に指示をいたしまして、省内の徹底を図つておるところでございします。

○村山(喜)委員　詳細に調べてみようということでございますが、一体この高石邦男夫人の益校さんという方と江副さんとの関係はどういうような問題があるのですか。

というのは、新聞の報道をするところによりまして、株が欲しいんですねと自宅まで来て、そしてそれに四カ所か五カ所判を押しした。だから、恐らくこの夫人も株券を見たこともないんじゃないでしょうか。そして、ファイナンスからお金を借りてやる手続なんかも知らないで、私の方が面倒を見てあげようということと全部やっ

たんじゃないですか。しかも、どんなさんは、御主人はちゃんと十年ぐらい前から江副さんといはるるつながりがある。夫人の方はつながりはないわけですね。それを夫人の名義だからというこ

のは文部省なんだから、そういうような意味においてこれは文部大臣の責任でもありますが、今やめていらいしやるわけですから、このことについてどういふような形で、今のところは電話で確認をした程度じゃございせんか、その事実関係はどういふようなところまでなしているのか、官房長、あなたの方からお答えをいただきたい。

○加戸政府委員　高石前次官からお聞きした範囲のことでございますが、今のリクルートの江副元会長との関係につきましては、十年ほど前から御夫婦一緒に御交際があつたような事情を承知いたしております。それから、その株につきましては、奥様が三、四年前からNTT株その他株の事柄をなさつていらつしたようでございます。そして、その事柄は、高石前次官のお話によりましてはすべて奥様にお任せつきりであつたという事情のようでございます。そして、この購入するに至りました契機は、奥様からの話によりまして、リクルート関連会社の方であつたけれども、そのお名前等ははつきりしないといううな状況で私どもも聞きいたしております。

このよう運用自体をすべて家内に任せていたというお話でございますし、現段階におきまして、例えば当国会、委員会等におきましていろいろ御質疑、その他問題となります事柄、私どもがもっと深く確認したい事項等もございします。で、そういった事柄をまた改めて高石前次官から御協力いただきまして事情をお聞かせいただければと思つてゐる次第でございします。

○村山(喜)委員　求人情報を発行しているのはリクルート社の本業ですね。就職関係のそういう求人情報、一番つながりがあるのが労働省であり、そして文部省ですね。この二人の事務次官が二人とも関係があつて株の譲渡を受けた、しかもそれは本株を手にするのではなくして、株券は全部譲り渡したところが持つておつて、そして公開と同時に、店頭登録と同時にうまく売り抜けるというやり方は、株という方式を使う明らかな現金の譲渡じゃございせんか。そういうことで、やは

り収賄の疑いがあるのじゃございませんか。そのことを私は明確にしなければならぬと思うのでございますが、事実関係を明確にしていくなかで、このことについて法務大臣、いかがでございますか、どこまであなたは関心をお持ちでございますか。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○林田國務大臣 現在、検察におきましては横崎議員の告発問題を中心にして鋭意捜査を進めております。ただいま国会において御議論のある問題につきましては、検察におきましては視野に入れますと検討をするものと確信をいたしております。

○村山(喜)委員 文部大臣が詳細な点についてはこれからさらに調べてみるということでございますが、いつまでにお調べになって、この委員会でも報告ができればよろしいかと。

○加戸政府委員 私どもの立場といたしましては、既に退官された方でございますけれども、文部省の要職にあられた方でございますし、後輩の私どももいたしましてお願いをいたしまして、例えば問題点、この点が明らかではない、この点をもっと確認してほしいと言われましたような事項につきましては、早急に御本人の御協力を求めて状況等が明らかになるような努力をしたいと考えております。

○村山(喜)委員 本人が確認をされているわけですね。これは既にファーストフィナンسから金を借りて購入した分で六千株分については処分をした、残り四千株を、これを本人が理事長をして生涯学習振興財団に寄附すると新聞では報道しておりますが、これはどこに財団として届けがされているんですか。自治省ですか、文部省ですか。

○加戸政府委員 生涯学習振興財団は、七月だと思いますが、福岡県によって認可されました福岡県に所在する財団でございます。

○村山(喜)委員 本人が理事長をしている生涯学習振興財団、ここへ寄附をするという行為は、公

職選挙法の定めるところや政治資金規正法の定めるところでどのようになりますか。これは自治大臣でですね。――関係の局長で結構です。だれか役人があるでしょうか。

○海部委員長代理 わかっている人、手を挙げて。自治省湯浅税務局長。

○湯浅政府委員 恐れ入りますが、ただいま担当部局から出席しておりませんので、詳しい点につきましてはちょっとお答えができませんので、御了承願いたいと思います。

○村山(喜)委員 私は、高石さんというのはこの次に福岡三区から衆議院に出られる予定で、既に決起集会もされたり事務所も用意をされていらつしやるということも報道で聞いております。そして、高石さん張れといつて大変華々しい集会も東京であつたように聞いております。ということをお考えますと、本人はどれだけのお考えがあるのか、あるいは、本人は自分の選挙区内にありまふというふうな財団に四千株も寄附をするということとは一体どういふふうなことになるでしょうか。そういうことがおわかりにならないはずはないと思うのでございまして、そのようなことを続けるというのはいくどかのようになるのか、この点については調べてみるということでございますが、自治大臣お帰りになりましたのでお答えをください。

○梶山国務大臣 中身を残念ながら他出をしておりました承知をしますが、仮定の事実に対してお答えをするだけのことがございせんので、事実関係が解明され次第にお答えを申し上げますと思ひます。

○村山(喜)委員 この高石さんの預金は本人の名前であるようにございまして、そして、高石さんの預金の出し入れは奥さんが握つていらつしやるという話を聞いてるのでございまして、寄附をするというのとは、前から株の処分をしたときにそういうふうな計画をお持ちであつた、私は、やはりそのような地盤づくりのために、おやりになるためにそういう計画をもっとお持ちであつたんじゃないか、それが今こういふふうに出てきた

から慌てて、そういうところに寄附するんだからおれはやましいところはないんだぞという姿をつくらうとしてゐるんじゃないかと思ひますか、文部大臣。

○中島国務大臣 今の御質問に對しましては、私は推測では申し上げられませんが、ただ、私が先ほど申し上げたのは、そういうことを除きまして、きのうの報道に出ておりました未公開株の譲渡を受けたという行為そのものが、本人であつた夫人であつた、慎重さを欠いた残念な行為であつた、こう申し上げたわけでございます。

○村山(喜)委員 この問題は、後日調査をされた報告が当然、この委員会において問題を提起したわけでございますから、報告があるであらうといふことを考えますので、私の方からは本日はこの程度にとどめておきたいと思ひます。そこで、もう一つの問題点が出てまいりましたのはN T Tの問題でございます。

回線リセールの事業の認可が行われる、直接の責任者が式場取締役である、N T T関係者から地検も事情聴取をしている模様であるというのが報道をされておりますが、刑事局長はこの事実関係をどういふように説明をされますか。

なお、この際、時間の関係がございましてので一緒にお伺いいたしますが、五十九年の七月五日に通信委員会が社会党の代議士から発言がありまして、この問題については附帯決議がなされていゝといふふうに関くのでございまして、これについては、その附帯決議を解釈を曲げて、そしてスーパーコンピュータを提供した疑いがあると思はれるのでございまして、その点については郵政大臣はこの前から他の委員の質問に對してN T Tをして調べさせておるといふ報告でございまして、それらの状況も含めて郵政大臣の方からこれについての説明をお伺いをいたしたいと思ひます。

○根来政府委員 ただいまお尋ねの件を含めましてリクルートの問題につきましては、検察庁も十分この問題について国会の御議論を拝聴しており

ますし、いろいろ報道されております情報についても、十分情報は情報として配慮していると思ひます。ただ、具体的にN T Tの職員を調べたかどうかということについては、私も申し上げる立場でございせんので、その辺御了承願ひたいと思ひます。

○中山国務大臣 お答えを申し上げます。基本的に御理解をいただきたいと思ひますのは、スーパーコンピュータの問題とそれから国会決議でいわれる専用線を使って電話線につながるという問題は、これは全く別の問題でございまして、その辺の御理解はいただいておりますと思ひます。

それから、式場氏につきましては、これはもうN T Tの方でも把握をしております、自己資金で長期保有という形で株を取得しておるといふことは、御本人もN T Tも認めておるようでございます。

それから村田氏、いわゆる真藤会長の秘書、これは電電公社の総裁になられたとき以前に所屬をしておられた会社の社員を秘書として連れてこられておりました、この方は嘱託という形でN T Tの社員になつておられますが、この問題に關しては認めていない、これは事実ではないといふことのようにございまして……。

それから、長谷川孝彦氏に關しましては、これはもう六十二年の五月にN T Tを退社いたしておりますので、この問題に關しては把握をしていないという報告でございます。

なお、内部調査をするための委員会の準備を進めていゝという報告をいたしております。

○村山(喜)委員 これは回線リセールの問題で決議を上げたのだ、私たちがもういふに思つております。ところが、そういうふうな回線リセールの事業を進めていくためにはそれだけの大型のコンピュータが必要だ、私はそう思つてゐるのでございまして、これらの関連で直接の責任者が式場さんであつたといふことを考えてまいりますと、やはりN T Tの営業政策をめぐる政策変更の

問題につながっているのではないかと、国会の附帯決議というものがめめられているのではないだろうかという疑惑がございまして、この点については、大臣、もう一回お調べをいたして、そういうような関係の問題を整理しておいてください。後日また我が方からこの問題については進行の状況についての質疑をするであろうと思っておりますので、そのことはよろしくございませう。

○中山國務大臣 先ほどから国会の附帯決議に關しての問題でございしますが、これは、今第一種電気通信事業というものは三十九社、四十社ばかりになっておりますし、あつという間に第二種電気通信事業というものは五百七十七社、特別第二種が二十社ばかりになっております。そのときに、専用線を使つて大衆線につなぐことが、これは、これは事業が成り立たないということが、これは、これはいろいろな国会の委員会での根回しの關係で、それだけ困るということが国会決議に記載をされておるようございまして、その点は再度申し上げたいと思ひますが、大型コンピュータの問題とは全くこれは無關係の問題であるということを再確認を申し上げて御答弁をしたいと思ひます。

あとの問題に關しては、先生の御指摘がございましたように、いろいろな件に關しまして国会の御質問がありましたら、そのときには御答弁の準備を時間的に早めるようにいたしながら対応いたしたいと存じます。

○村山(喜)委員 総理、もうどこまで広がつていくのか、そしてどこまで続くのか、大衆疑惑を持たれておることはお互いに残念でございまして、そのことを国会で明確にしていく意味において、総理がこの前分派をされましたが、今の官僚を中心とする汚染の問題については、行政の最高の地位においでになります総理としてはどのような御所見をお持ちでございませうか。

○竹下内閣総理大臣 今の村山委員のお尋ねというのは、いわば私が一番大事なこととしており

ました私を含む政治家の道義的責任、その前に申したいわゆる刑事事件上の問題についてあるいは關係があるんじゃないかという前提の上におけるお尋ねだと思ひますが、要はやはり再発防止というのが一番大切であらうと思ひます。

それにつきまして、たびたび細紀正に關する連達等が出されておりますが、今度具体的な問題についての御議論があり、今文部省等においてもいろいろ調査をしておられますので、一番國民の皆さん方に対して的確な措置というのは何だろ

うか、私自身が今日まだ検討しておる段階であるというふうに申し上げることが適切かと思ひます。

○村山(喜)委員 これは、大蔵大臣、あなたは証券の責任者でございましてからお尋ねいたしますが、今、リクルートコスモス社の株主は二百五十名でございまして、これは数は変わりませんか。

○角谷政府委員 リクルートコスモス社につきましては、六十一年の十月に店頭登録が行われまして、かなりの株式の公開が行われた結果といたしまして、現在、正確には記憶しておりませんが、株主数は大体千八百名を超えているのではないかと

いうふうに思ひます。

○村山(喜)委員 店頭登録後に有利に売り抜けて、その前に一株千二百円で入手した人も七十六人の安定株主の中にある、それから、第三者割り当て増資で銀行筋が二千五百円、そして事業会社等に對する、三十七社一人ずつ、これがやはり二千五百円、それを今度はまた再度譲渡を受けて

まして三千円、いろいろありまして、五千二百七十円で売り抜けた人もある。その後、株が上がりまして七千四百円にまで上がったが、今はぐつと下がりまして二千四百円までそこそこ、こういうような状況の中にある。

私は、やはりそのときに、店頭登録前にそういうような地位にありまして特別な便宜を図つてもらった人たちは、もうかつた人たちですが、その人たちはだれの犠牲によつてもうかつたのだ、株の取引ですから、株の取引の場合にはその他の株主の犠牲において、先に有利に取得をしてそれを売り抜けた人たちはそういう状態にあるというふうに、株の取引の關係では見るのが當然だと思ひますが、その点は宮澤大蔵大臣、いかがでございませうか。

○角谷政府委員 上場しましたときには五千二百七十円という値段がついたわけでございますし、それによりまして、入札で分配が行われたわけでございますけれども、その前の段階におきましてそれが得をし、だれが損をしたかということにつきましては、これはちよつと一概に言えないのではないだらうかというふうに思ひます。

○村山(喜)委員 店頭登録をすることによつて、リクルートの場合には資金が集まつてくる、株主も大衆公募というように形が集まつてくるのでしようが、したがひまして、会社自身も利益を受けることは間違いないのでございまして、会社というものを株主が構成をしていてというふうに見れば、私は、ある人は売り抜けて、そして、はい、さうならつて大變なもうけをしてしまつた、残つた人たちは、やはりそのことについて

はプラス・マイナスを考えるとマイナスに働くんじやないか。そういうような關係のものとして、この問題は、經濟行為という言葉をよく言われるので、そのような經濟行為をされた人はその大衆株主に対して損害を与えているんじゃないかと思ひますが、宮澤大蔵大臣、あなたはどうなんですか、いかがお思ひになりますか。

○角谷政府委員 確かに五千二百七十円で値がつきまして、その場合の最低基準価格がたしか一株当たり四千六十円だと思ひましたが、いずれにいたしましても、店頭登録前につきましては一般大衆投資家というものは実はないわけでございますし、そういう意味では、その人たちが直ちに損をしてゐるとは必ずしも言えないだらうと思ひます。

それからもう一つ、仮にだれか損をしてゐるといいますか、そういう人がいるといたしますと、それは例えば四千六十円という最低基準価格があるいは五千二百七十円という実際の入札価格、そういったこととの關係でいいますと、それはむしろ、その価格を下回る価格で例えば第三者割り当て先から譲渡が行われたといたしますと、その第三者割り当て先の方が相対的に得べかりし利益を失つたといった意味では損失があるかもしれませんが、一般大衆投資家との關係で損が出ている、あるいは不利益が出ている、こういったことではないのだらうかというふうに思ひます。

しかしながら、今、村山委員御指摘のように特定の方が公開に先立ちましてあらかじめいわば特定の値段で株を取得いたしました、それを高値で売り抜けるという行為は、株式公開市場のあり方からしますと、確かに一般大衆投資家の目から見れば不公平ではないかという制度的な問題がございまして、こういう問題につきましては、現在証券取引審議会公正取引部会におきましていろいろな改善策を検討してゐるところでござい

ます。

○村山(喜)委員 このリクルート三社の六十三年三月末における銀行からの借入金という銀行融資、これが一兆四千九百七十八億あるということなどが報道をされておりました。これは異常な借り入れではないか。というのは、一年間の三社の營業収入が四千億台にあるのに對して、このよ

うな四倍も五倍も高い融資を受けているというのは一体どういふことなんだというのが報道をされておりました。これは銀行融資をめぐる土地の地上げ工作等に關与した疑いが非常に強いわけ

でございますが、その点についてはどのようにお調べになっておいででしょうか。

○角谷政府委員 ただいま銀行局長がおりませんので正確なお答えは申し上げかねますけれども、これは銀行といたしましては、リクルートコスモス社との關係におきまして、通常の經濟行為とい

私の名義を使われたというこの説明をなさいます。これをめぐりまして、そういうことにならないように、これからの自後の対策というのです。か、再発防止のためにこのことをきちんとしておかなければならぬじゃないかということで、私も証券行政のあり方の問題から、いわゆる証券局長の通達の問題やその他出してまいりました。

しかし、今度は株の取引というものが原則課税に変わっていく、こういうことになってまいります。と、証券行政とそれからそういうような租税をめぐる課税の問題と両方大蔵省は持っているわけですが、やはりこれまでのように、私の名前が使われて申しわけありませんということと済まされる問題じゃないじゃないか。特に、今度は課税の対象としてこれをとらえていく場合に、偽名や仮名が使われたのではおかしいことになる。

私は今銀行行政が、昔はちゃんと本人確認をいたしまして間違いないかということをお調べしておたのですが、例のグリーンカードが廃止をされたので、その必要がなくなったというので、本人のいわゆる照合はなされていない状態にあると聞いておる。そのときに、証券行政上の問題とそれから課税上の問題とをどういうふうにして間違いないようにしていくのかということを考えてまいります。と、やはり、SECの未公開株の譲渡売却の届け出義務に関する規則百四十四条というのがございますが、きちつとそういうようなものをしてなければおかしいじゃないかと私は思うのでございます。

その点について、税務執行の上から万漏漏なきを期していくという意味においてどういうふうな処理をなさろうとしておいでになるのか、承りたいたと思います。

○宮澤国務大臣 問題は二つに分かれるわけでございますが、まず証券行政の立場から申しますと、公開前の株式の譲渡及び第三者割当て増資の問題、もう一つは公開株そのものの配分の方法、それから、公開価格を算定いたしますが、そ

の算定はどういう方式が適当であるかといったような、抽象的にはそういうふうに分類されます多くの問題がございますので、証券取引審議会の公正取引特別部会に去る九月にこれらの問題についての御審議と答申をできるだけ早くということをお願いを申し上げまして、ただいまその検討を進めていただいておりますのでございます。

ところで、この問題は御指摘のように課税に係をしましてまいりますわけで、政府が御提案を申し上げましたのは、一般的に今度は株式のキャピタルゲインを原則課税とする、そして源泉分離の場合には利益を、売買益を五％と考へ、それに対する二〇％の課税をする、あるいは申告分離の場合にはキャピタルゲイン、キャピタルロス等を計算して課税をする、こういうことを御提案申し上げたわけでございますが、その後の各党御協議において、原則課税はいいとして、それだけでいろいろの場合が果たして適切にカバーできるかという御指摘がありました。それは例えば、いわゆる売り抜けというのでございましょうか、短期に非常に大きな譲渡益がある場合、それは五％にとどまらないということがしばしばではないかというような御指摘、あるいはそれと多少違いますが、これも創業者利益、創業者が株を放出いたします場合の差額というものは相当大きい、それらのことについて政府提案そのものでは不十分であるという御指摘がございました。

これは、各党御協議の結果につきましては私も誠実にそれを承って、改めるべきところをひとつ国会の御意思を承ってまいらなかならないというふうな考へておるわけでございます。

殊に仮名、偽名の問題はその課税のところに關係をいたすわけでございますが、ただいま政府が御提案をいたしておりますいわゆる源泉分離でございますが、この源泉分離によりましてその部分の課税は、源泉でございまして可能であると存ぜられます。

ただ、その場合にいたしましても、将来、この間から御議論のように、これを総合していく方向

でいろいろ検討しなければならぬという御指摘を追ってまいりますと、この仮名、偽名というような問題は、もちろん証券会社、証券業協会で十分注意をしてもらわなければなりません。さらに課税当局におきましても、このようなことが行われぬシステムは何であるか、それは例えば納税者番号とかそういうようなことに、いつぞやも村山議員のお話しになりましたようなことになってまいるわけでございしますが、その辺が検討を要する事項であると考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 私は、このリクルート疑惑の問題に発展をいたしましたので、そして今日いろいろな事象が生まれてきているわけですが、やはりこの際、委員長に特に要請をいたしまして理事会あたりでまた御協議をいただきたいと思ひますのは、だれに何のために未公開株が配られたのかということが、江副さんに来てもらわなければこれははっきりいたしません。このことは、もう本人の病床質問もいたしました。あれからもう十分時間が過ぎておりますし、診断の結果も一ヶ月程度というところでございまして、その時期が間もなく参りますから、やはりここに出てきてもらって国民の前にその事実關係を明らかにしていただくことが必要であると思ひますので、そのことについての取り運びをお願いをいたしたい。

同時に、私たちは今までもずっと關係の人たちから経済行為ということで釈明をされていることを聞いてまいりましたが、果たして国民の前にそれは経済行為として受け取られるであろうかということを考えてまいりますと、その問題については、我々が党は釈然としません。このことについては、我が党の關係ありと言われる人も含めて、きちつとしておかなければならぬ国会に課せられた極めて重要な課題であると考えておりますので、これはこれから明らかにしていきたいと考へるのでござい

ます。そこで、総理大臣に、これは最後の注文にもなりますが、先ほど国民負担率の問題を総理大臣に御説明をいただきました。租税負担率とそれから

社会保障負担率、合計をいたしまして国民負担率ということでお考へであらうと思ひるのでござい

ます。この際、やはり社会保障料というのは定率である上に課税最低限がないという受益者負担制度でございまして、言うならば逆進的な点もあるわけでございまして、その意味において租税の方も弱い者が大変困るような形になる、四百五十万円以下の方は、はかりにかけたら負担が大きくなるという計算もござい

ます。そのことを考へてまいりますと、税制の上でも大変逆進的に働く、そしてそれを改めなければ社会保険料の方も逆進的に働くとなれば、これはもうどっちの方も弱い者をいじめる格好に相なりま

すので、そのことは意図せざるものであると総理もお考へであらうと思ひるのでございまして、そのためには、やはりこの消費税の導入というのは、もう慎重に慎重に、もっと念を入れてやられる方がいいのじゃないか、この国会ではもうおやめになつて、じゃもう一回練り直して出すぞというところまで決意をいたしたくなられば後世に名を残すことになるんじゃないかと思ひるのでござい

ますが、いかがでござい

○竹下内閣総理大臣 村山さんも議論しながらお感じになつておるに違ひない、まあ他人のことを予測するのは非礼でございすけれども、我々

本当に五十三年から今日まで十年間、あるときは直間比率の是正という言葉も使いました、あるときは福祉目的税という議論もいたしました、ある人はまた財政再建税だ、いや海外協力税だ、いろいろな形で議論されたというのは、やはり所得、消費、資産に対する均衡のとれた税体系の構築というのをいつかしないかぬという気があ

つたに私は違ひない、やや推測の押し売りもありませんけれども、そういう感じが率直にいたしております。

そういうことを考へますと、本当にこれだけ国会で徹に入り細をうがった議論がなされるようになったというのは、それこそ今こそこの税体系を構築するためのまさに機到来したのではないかと

部大臣のお話でございます。

納税者というのは、英語で言えばタックスペイヤー、こういうふうには大蔵大臣言われるわけですが、ペイというのは支払う、あるいはあるはもう十分ペイしたよとか元を引いた、こういうふうな意味に使われるわけでございます。そういう意味に解釈した場合は公共サービスの裏づけというものがあられるわけですね。ところが、私がさっき納税義務が希薄であるというふうに申し上げたのは、税金をむしり取られる、取っていかれるみたいな表現をよく耳にするわけですね。こちら辺どうしてそういうふうな、教育も十分やっているのだけれども、どうして取られるものだというふうな発言になってあらわれるのか。大蔵大臣、いかがですか。

○宮澤國務大臣 まさに御指摘になりますように、国民が選ぶ国会においてのみ税金の問題が決まられるということは近代国家の大原則でございますが、最近経済社会が非常に大きく複雑になりましたと、国民の一人一人が受けておりますいわゆる公共サービスの受益者であるということの結びつきが、社会が複雑になり、大きくなりますと、ついつい薄くなつてまいります。そういったしますと、それに対する負担という概念がやはりそこで大変に希薄になる、そういうことは中西委員の言われますように確かにあるのだらうと思ひます。殊に、この負担の方が、みんながとにかく公平に負担しているというところでございましてそれでよろしいのでございますが、現在ありますように、中堅の給与所得者が自分たちのところに大変な重みがかかっている、自分たちばかりと申すのではないかもしれないが、とにかく大変に公平でないという気持ちを持っておられる。そういうふうになりましたときに、ただいまの概念はさらに強くなるのではないかと思ひます。

○中西(啓)委員 重税感あるいは不公平感のなせるわざだ、一言で言えばこういう大蔵大臣の御答弁でございます。ということは、今の税制はも

う限界に来ておる、行き詰まっておる、こういう言い方もできるかと思うのでございます。

私は、実は山中税制調査会長のもとで二百数十時間、党本部で連日連夜原案をつくる作業に参画したわけでございますが、そのときに土曜、日曜、日曜、まあ土曜日もやるときもありましたが、日曜、日曜に休む間に選挙区へ帰りまして、年若い七十四歳の体も小さくなったおふくろと、余り税金のことなんか知らないのですが、おふくろ相手に雑問答をしたことも実はございます。そのときに、もし税金というものがなければ、これは極端な言い方かもしれませんが、税金がなかったら役場もない、市役所もない。ということになりますと、毎日日常生活して出てくるごみなんかを集めて来る人ももちろんなくなる。あるいはまた水道がなくなるとなるわけですから、井戸水をくむか池に水をくみに行くかやらないかならぬ。火事が起こったって、消防車がいけないわけですから、パケツリレーしているうちに全部燃えてしまう。お巡りさんがいないわけですから、泥棒天国になってしまふ。先生もいないわけだし学校もないわけですから、小人閑居して不善をなすみたいなことになりかねません。

こんなような話をおふくろとしながら、やはり税金というものは大事なんだね、こんなふうな話になっていったことを今思い起こしておるわけでありまして、私は選挙区でもよく、中西さん、税制改革は今度できますか、大抵の人からこういうふうな聞かれるのです。そのとき私は、できるものでない、この税制改革は何が何でもやり遂げなければならぬ。政治の大きなテーマは、確かな案を構築するということが私は一番大きなテーマだろと思うのです。そのために税制改革というものは、さっき大蔵大臣のお話にもございましたように、もう大変行き詰まっております。何でございまして、そういう意味で何が何でもやり遂げなければならぬ。そのために開かれた国会でありますから、私は必ず成立できるものと確信をいたしておりますが、もしこの

税制改革が仮に、仮定の話でございますが、現行税制のまま改革できずにとこれから行つていったとしたら、どんな弊害が起ると思われませんか。竹下総理から言語明瞭、意味明瞭にひとつお答えをいただきたいと思ひます。このままの状態を放置したらどんな弊害が起るのか、一、二で結構です。

○竹下内閣総理大臣 極めて簡単な言葉で申し上げますならば、いわゆる勤労所得に過重な負担が起きて、ますます不公平感が助長される、こういうことではなからうかと思ひます。

○中西(啓)委員 竹下総理、一年前に総理でなかつたわけでありまして、それまで私も何か所かに演説のお供に行つたり、またいろいろなところで竹下総理の世界一物語というのをよく聞かれましたが、非常におもしろくて好評であつたわけでありまして、自民党ももちろん人間の集団ですから、いろいろ失敗も起きます。今度のリクルーの問題も若干そういう嫌いもあるかも知れませんが、まあまあそういう問題も、もちろん国民が今注視しておりますから、速やかに説明はしなければならぬと思ひますが、要は、私はリクルートに関して申し上げたら、災い転じて福となすというか、過ちを改むるにはばかることなかれ、そういうことが非常に大事なのでありまして、ちょっと話が横道にそれましたが、自民党、失敗もたまには起りますが、まあしかし合格点を与えていただいているということは、やはり国民から評価されているあかしだと私は思ふのです。

その中にももちろん、世界じゅうで一番長生きする国になったとか、あるいは世界でも最も豊かな国になったとか、もう何十年も戦争のない平和な社会が続いているとかいろいろございしますが、その中でも、失業率が二・五台という非常に低い水準で推移しているということが大変な功績だと思ふのでございます。この失業率がどんどんウナギ登りに上つてまいりますと、家庭団らんの一ときもなければ世の中が陰惨な社会になっていって、活力のない社会になるのは必然でございます。

そこで通産大臣にお伺いをしたいのでございますが、このままの税制のままでは、法人税、これも世界でも飛び切り高いわけですね。そういうようなこともございまして、空洞化の問題も今指摘されてきているわけでございますが、通産大臣の御所見を、このまま放置したらどうなるかというのをひとつお伺いしたいと思います。

○田村国務大臣 もう既に御承知と思ひますが、我が国では昭和四十年代以降、法人税の税率を逐次引き上げてまいりました。ところが一方で、主要先進国におきましては、逆にその引き下げが行われております。現在、我が国企業の税負担は、国際的に見て相当高い水準にあるということが言えると思ひます。今後、日本の経済社会の国際化の一層の進展の中で、このような税負担水準の国際的な格差というものが放置されていくとするならば、我が国企業の活力を阻害して、いわゆる経済の空洞化を招きかねないという懸念があらわに表明されておることは確かでございます。

このような認識から、今回の税制改革案におきましては、企業の税負担について国際的な水準を実現するために、とりあえず実効税率を四割台、四割台の高い方でありませうけれども、とりあえず四割台を目指して、段階的な法人税率引き下げを行うこととしておる次第でございます。

○中西(啓)委員 ありがとうございます。

今回の案は、四割台といつても限りなく五〇％に近い四割台なんです。そこら辺も、企業家の方々ももっとも下げてほしいという要望が非常に強いわけでございます。そういうことを実現するためにも、やはり税制の抜本改革は急がなければならぬ、こういうことに相ならうかと思ふわけでございます。

それからもう一つ、この税制改革にとつて大変重要な改革の根拠、必要性は、今はまだ欧米各国に比べて高齢化率は下位の方であります。日本はもう急ピッチで、高齢化国への階段を物すごい勢いで今駆け上つていっている感じなんです。二十一世紀まであと十二年ぐらいでございます。この

間、米沢議員に対して厚生大臣から高齢化社会のビジョンを詳しく述べられたわけでございますが、二十一世紀に入れば、もう年金と医療費だけでも百兆円ぐらいは軽く突破してしまうということもはっきりしているわけですね。ですから、ひとつこれら大きな問題でございますので、時計が一秒時を刻むたびに人間は年とっていくわけですから、人間である限りはだれも避けて通れない高齢化への問題なんですね。ですから、厚生大臣にもう一度、エキス分だけで結構ですから、そのビジョンをひとつ答えていただきたいと思います。

○藤本國務大臣 本格的な高齢化社会を迎えまして、我々としては健康で明るい、しかも生きがいのある人生を送れる人生八十年時代の社会を実現していこう。これは言いかえれば、日本型福祉社会ということが言えると思うわけでございますが、その場合に、社会保障というものの、福祉というものをどういうふうに進めていくか、こういうことで先般ビジョンを提出させていただいたわけでございます。

これは、基本的には三つの考え方がまず総論としてございまして、各論として、今後の目標、水準については八つの具体的な項目で記してあるわけでございます。

中でも基本的な考え方、一番大きな問題としては、高齢者の社会における位置づけ、これを明確にしたわけでございます。今までの援護であるとか支援、そういうような形ではなくて、これからは高齢者が積極的に社会参加をしていく時代、またそういうことが可能な社会をつくる、これが大事でありますということを言っております。

二番目は、福祉の中身について、やはりそういう人生八十年の時代になるわけでありまして、まず自分で備えていくという自立自助が大事であります。それに社会の相互扶助であるとか国、地方のサービスが加わっていく。こういうことから、福祉の内容については、今後は公的な施策だけでは制度的にも内容的にも不十分でありますから、例えば年金のように、公的年金がまずありま

して、その上に企業年金とか個人年金、こういう公的施策の上に民活を活用して、連携の上に充実した福祉をこれから築いていくんです。

三番目には、何といたしても、これからの社会保障の給付と負担というものを展望しまして、おのずから負担には限界がございますという三つの基本的な考え方を申し上げ、それに基づいて、医療、年金、老人介護、健康づくり、それから身体障害者の問題、子供の問題、雇用の問題等々につきまして具体的に記述をしておるわけでござい

ます。今後、それらの目標を達成させるために全力を挙げてまいらなければならぬと思っております。先ほど言われましたように、今日でも年間一兆円の医療費がふえていく。しかも年金受給者は百万人、一兆五千億ふえていくということでございますから、この財源の手当は緊急を要する課題である、かように考えておるわけでござい

ます。○中西(啓)委員 大変大きな問題でございますので、ひとつしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

いろいろお三方から承ったわけでございまして、今の税制改革ができて現行のままで放置した場合に、とにかく行き詰まってしまうて、もうにっちもさっちもいなくなるというようになるとが大体わかったわけでございまして、私もよくいろいろな方々から税についての質問を受けることもございます。そのときに長々としゃべるわけにまいりませんので、要約してお話を申し上げておるわけでございまして、とにかく租税の負担率は、日本は先進国と比べても、全体的には、総体的には、金額的には低いわけですね。

低いにもかかわらず非常に重税感が高い、こういうふうな現実があるわけでございまして。それは言いかえたら、二千七百万人の勤労者の方々の納めてくれている所得税と住民税、それから二千七百万人の勤労者の働く場である企業、会社が払って

割を占めるわけです。

ですから、どうしても今、例えば奥様方は大体家計簿というのをつけておられると思いますが、その家計簿を見ても、サービス支出というのがもう五〇%を超えているわけですね。ところが、サービスに対する課税という捕捉なんというのは、地方税、国税合わせてわずか一・一%しか捕捉できていない。これは法律を改正しない限りは、個別間接税制度ですから、物品税八十五品目以外は税金を取れないわけです。たしか昭和五十九年、六十年でしたら、財源が不足いたしました。財源が不足すれば予算編成できませんから、大蔵当局も、OA機器が非常に調子がいいというのでOA機器に目をつけて、そこから税金をもらおうというようなことを一時もくろんだこともあったわけでありまして、太鼓をたたかれて大騒ぎになって、とてもとてもOA機器から徴税どころの騒ぎでなくなりました。そこで、それじゃ酒の方に我慢していただくというので酒に課税をしようとしたのでありますが、取らぬタスキの皮算用で、みんなそんな高い酒を飲めるかということでしょう。ちゅうへいしてしまつて、見積もりどころかゼロを通り越してマイナスになったみたいな経験もござい

ます。そういうことで、サラリーマンの方々は、入社して係長、課長、部長というふうになつていけば月給も同じように上がってくるわけですが、同じようにミサイルみたいに税率が追いつけてきじようにミサイルみたいに税率が追いつけてきて、全然財布の中身がふえない。そうしたら、部長にでもなれば、たまに部下を連れて飯くらいいに行かなくやいかぬし、仲人を頼まれば、千円や二千円お祝いを持っていくわけにいかぬ。何かと金がかかる。ちょうどお嬢さんがいれば、嫁に出さなくやならぬ適齢期にもなつておる。ところが、手取りが全然ふえないというところにサラリーマンたちの苦しみ、悩み、不満があるわけですね。

また、さつき田村通産大臣が言われましたが、働く場である企業だつて、私は会社の経営者というものは本当に大変だといつも思うのです。数人の会社から数十万人の大きい会社まで大小さまざまございまして、会社の経営者というのは従業員に給料を払わなくやならぬ。従業員には、それぞれ家族を抱えておるわけですから、生活の保障をしなくやならぬ。あるいは株主に配当をしなくやならぬ。だから命がけなんですね。ところが、今度四〇%台に下がるにしても、大変な法人税の高さで、これは国際的にも競争していかなくやならぬという状況になつてきておつて、今とてもともともこれ以上というふうな限界に来ておる。

そういうところから、野党の言われるいわゆる個々の税の不公平の是正ということももちろん大事です。これは竹下総理も大蔵大臣も、また金丸委員長も柔軟に、謙虚に耳を傾けて対応してまいりますと明言もされておられるわけでありまして、それはやれるものはやっていくのは当然だと思ひますが、やはり総理がよく言われます所得、消費、資産、まあ所得の段階で全部所得を把握して、累進税率で総合課税で仮に課税できれば、これは私はある程度公平さが期せられると思うのです。ところが、二千万人も三千万人も税務署員で置かない限りは、そういうことは実現できない。また、三千万人も税務署員がおつたら、かえって何か世の中に暗いものが出てきて、副作用が起こってくる。だから所得の段階で公平を期したいのだけれども、なかなかそれも現実できない。ですから補足的に、だれだつて得た収入で生活をするためにいろんなものを買ったサービスに使うわけですね。その使う段階で租税力を測定して、そこで税金をちょうだいするというのが、私は公平さを期する一つの有力な手段だと思ひます。それで収入から支出を引いて、全然引けない人は借金ということになるわけですが、引いた残りが資産になつていくわけですね。その資産も大小測定して、そこで租税力をはかつて税金をちょうだいするというのも、まあまあ納得のしてもらえる公平な手段なのじゃないのかな、私はこう思う

わけでございますが、やはり税金というものは、向こう三軒両隣の比較の問題、要するに公平であるかどうか、この公平さが私は税の生命だと思っております。

そこで、リクルートの問題がいささか問題になってきているわけですが、そのリクルートの問題に関連して野党の方々が証人喚問をよく要求されるわけですね。選挙区なんかへ帰りまして、自民党の支持者、私の支持者が、どうも自民党はほかかりをして逃げ腰なんじゃないのか、こういう言い方をするのでね。よく聞いてください。ところが、証言法の内容というものは有権者の方々は実態はほとんど知らないのです。いや、知りません。

私も深く勉強したわけじゃありませんが、この議院証言法というものは、そもそも終戦直後に不当財産調査特別委員会というのができまして、あのころはまだ民主主義の世の中じゃありません、成熟していませんから。その不当財産調査特別委員会で生まれた産物なんです。それで国会のこの場に証人が呼ばれるわけです。それで手帳はおろかメモの一片の紙切れも持参してはならぬ、弁護士の同行は許されぬ、そしてライトにこうこうと照らされて、人民裁判のような詰問をされるわけですね。だれだって、頭の中にコンピュータが入っていれば別ですが、例えば総理、十日前の一時に何をなさっておられましたか、こう聞かれたら、総理ならまああれもわかりませんが、手帳でも見ない限りは、もう三日、四日前のことを聞かれたってなかなか答えられないのが人間なんです。それが二年前、三年前のことを、あのときにだれとどこで何時に何をしておったというふうな詰問をされても、何年前の話などというのはいくらも答えられないのでありまして、手帳でもあればこれは答えられるわけですが、こうめぐって、ああ何月何日ならこうしております、ところが手帳も持っていない。そうすれば、もう記憶にございませんとしか言いようがないわけです。それでちよっとでも間違つた

ことを言つたらたちまち告発される。

私は、やはり日本人に生まれてよかったと思ふのは、何といつても基本的人権が尊重される民主主義国家だからだと思ふのです。文部省からもらったあれにも書いていますよ、基本的人権が尊重されなければならぬ。私はそういう意味で、議院証言法というものはもともと民主的な、人権を尊重した内容に改正されてしかるべきである、そのように強く思うわけでございします。どうかひとつ当委員会から、これは議院になるのでしようか、委員長、速やかに民主的に改正されるように要望していただきたいとお願いをする次第でございます。

そういうことで、国民の方々は随分誤解もされておられる面もあるわけでございします。大体今の税制はもう行き詰まっています、何とかしなければどうにもこうにもならぬ、こういうふうなことになるまで来たわけでございします。その所得、消費、資産のバランス、配分をどのようにして構築していくか、これがこの税制抜本改革の議論の最大のポイントだ、私はこんなふうな心得ているわけでございします。そこにメスを入れることが非常に大事なポイントである、こんなふうな考へておるわけでございします。全体の体系のシニアの問題です、これについての総理の御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣　まず、納税の義務の問題にお触れになりましたが、国民の皆様方、憲法に定めるところ、納税の義務をそれぞれ自覚していらつしやうと思ひます。しよせん天から金が降ってくるわけじゃございせんから、消費の段階でサービスしていただくのか、あるいは所得の段階で換出していただくのか、あるいは資産そのものの言つてみれば取得、保有、譲渡、そういう段階で負担していただくのか、およそそういうことが言えるのではないかと申します。したがって、所得の段階についてのいわば重税感というものが消費という段階、ある意味において消費の多寡によつて金額が違つてございしますから、応能主義

的なこともございしますがゆえに、いわゆるこの消費の段階により負担を求めることが大事ではないか。

こんな議論から、さて具体的にシニア、こういうことになりましたと、私いつも申し上げておりますように、本当は直間比率というのは、これはその結果として生まれるものであつて、あらかじめ直間比率というものを確定しておいて税制を構築するというのは、実際問題大変難しいのではないかなというふうに思ひます。経済の推移の中で変動していくべきものでございします。したがって、たしか昭和九年から十一年は直接税が三五、間接税が六五、それからシャウプ勧告以来の推移がずっときよとも官澤大蔵大臣からお話があつておりましたが、先ほどもお話がありましたように、大ざっぱに言つて所得税が、個人所得が四〇％弱、法人税が三〇％強、合わせてアバウト七〇％、こういうような状態になつておるわけでありますが、今日のいろいろな積み上げの中で予測されるものといふのは、大体二対一というふうなことになるのではないかと申すお答えがきょうも大蔵大臣からあつておりました。

それから、資産に関する問題につきましては、これは戦前のものから見ても余り大きな差異はございせんが、戦後、改正前、今度の改正案をお願いしておるその後を比較しても、大きな変化はないではなからうかというふうに思ひます。ただ、この資産の問題につきましましては、いわゆる資産の中で、なかんずく土地あるいは株式の譲渡に関する問題といふのは、株式市場の発達に何かが行政が時についてはいけないほど発達した、あるいは土地の問題は、行政の意図せざるどころで大変な含み益等が上がつておるといふようなところについては、その都度また、土地であるならば土地政策の観点から考えるべきこともあるではないか、さように思ひますがゆえに、確定しておよそのシニアというものを申し上げる筋のものではないか。今改正されたもので予測されたものがおおよそ二対一であるといひますならば、

その一部分は経済の変動に比較的左右されない消費税でございしますがゆえに、言つてみれば安定的財源という表現には適しておるではなからうかというふうに考へておるところであります。

○中西(啓)委員　個別間接税制度、結局シャウプ時代に、今から約三十年ほど前に、あのころはまあ貧富の差もありましたし、ぜいたく品といふことを推しはかる尺度というか基準もある程度明確にできた時代であつたのだらうと思ひますが、今ではそういうことがなかなか、もう余りにも潮の流れが速く、時代がさま変わりしてしまつて、何がぜいたく品なのかどうか。例えば自動車なんといふのは、今ではぜいたく品でないものじゃないかと申すような人もおられます。ダイヤモンド、確かにそれは高価なイメージは持ちますが、大小は別にしてだれしもが、結婚しない人もおられますけれども、結婚する人は大体指輪の交換のときにエンゲージリングにダイヤモンドを使うとか、そういう時代になつてきておるわけでございします。野党の方々が、現行の個別間接税といふものは改革をしなければならぬ、こうおっしゃつてくれておるわけですから、非常に自民党と共通するわけですね。

そこで、それじゃ一般的な間接税に移つていかざるを得ないわけでございしますが、その必要性和いうか大体的な姿というか、どういふイメージを大蔵大臣、頭に描いておられますか。

○宮澤内閣総理大臣　確かに物品税といふのは戦前からございまして、かつては非常にたくさん品の品物を包みこみました大きな税金でございしましたが、その後おっしゃいますようにいろいろな変遷がございまして、今御指摘になりましたように、何が課税で何が非課税かといふことは、ちよっとクイズの番組になりかねないようなところがございします。これは、中西委員は大蔵行政に近く最近まで直接御参画いただきましたのでよく御存じでございしますが、自動車と家庭電気製品だけで三分の二でございしますから、どうしてそこだけそんなに重荷をしようのか、ほかはなぜいいのかわからない

ようなこと、ぜいたく品であるかないかというように価値観で違います。確かにエンゲージリングを若い人が、三十万円ぐらいのものはローンでも買うわけでございますから、どうもその辺から説明ができなくなってきたばかりでなく、実は個別の酒税なんかで言いますと、これはイギリスからウイスキーを買わないために高くしているのだからというように、どうも思いがけないことを言われる。

しかし、やはり一番問題は、サービスというのが全く課税の対象になってないということが、今の消費生活からいうと、これはいかにもどうも説明のできないことでございますから、やはり個別間接税というものは問題がございまして、でありますからこそ、OECDの参加国が二十四カ国ございまして、付加価値税をやっております国は十八あるようでございます。残り六つでございまして、そのうち五つはベースの広い間接税を何かにかかっている。一つ残りましたのは我が国、こういうのが現状でございまして。

○中西(啓)委員 確かに大蔵大臣御指摘のとおり、もう本当に、世界各国でやってないのは日本だけなんです。この「なぜ、今、税制改革か？」という自民党の出したパンフレットにも出ております。ハンガリーやソビエトや中国や東ドイツやチェコスロバキアまで幅の広い間接税をやっておるわけでありまして、日本だけが個別間接税で、もうにっちもさっちもいなくなってしまうおるわけでありまして、貿易摩擦の原因にもなるし、世界の潮流に取り残されるというように大蔵大臣の御見解でございました。

そこで、私も党税調で、売上税の反省の上に立つてという視点からいろいろ議論をして原案をまとめてきたわけでございます。今度の改革案はまさに苦心の労作だと私も心得ておりますが、大蔵大臣としてはこの批判をどのように受けとめて、そしてまた消費税にどのように売上税のときの反省を生かし、改善しているのか、そこら辺も簡潔で結構ですから、ポイントだけで結構で

すから、わかりやすくひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 前回の売上税の場合、やはり大変に不評判であったのは税額票という部分で、これがどうしても御理解がいかない。そして税率五％という、何か売り上げの五％を持つていかれちゃうのじゃないかというふうなことになるようにして、つまり、付加価値というふうな考え方が我が国では大変なじまないということがつくづくわかりました。そういうことが一番大きな問題でございます。それから、やはりよかれかしと思つてやりましたことが、何が免税で何が非課税かということが、これもクイズまがいの話になつてしましました。

そういうことがございまして、今度は思い切りまして、もう税額票ということはやめて帳簿で結構です、それから売り上げ五億円まででございまして、売り上げの二割は粗利益とお考えくださつても結構ですとか、それから医療と社会保障関係と教育だけに非課税を限る、そういうことで、ともかくわかりにくいという感じではない。そうすると、あとは転嫁をどうやって間違ひなくさしてさしあげるかということで、大分いろいろ反省はいしたつもりでございまして。

○中西(啓)委員 売上税の反省に立つてという視点から我々も検討してきたわけですが、わかりにくかった、だから今度は非常に簡潔でわかりやすいものに力を入れた、こういう大臣の御見解でございました。

そこで、帳簿方式だとかあるいは簡易課税に対する批判もいろいろ出ているわけですね。逆に考えて転嫁がしにくいのではないかといろいろございまして、そういう不安を解消するために、今後機会あるたびに大蔵大臣及び大蔵省も、我々ももちろん頑張つてまいりますが、積極的に果敢に行動をしていっていただきたい。

特に簡易課税に対する批判もいろいろあるわけでございますけれども、しかし私は、やはり消費者にかかわつて納税する業者が非常に事務が軽減さ

れるという大きなメリットがあると思うのです。ただ、心配されているのは、マージン率の大きい業者が得をするのじゃないかと、その一部を、納めた税金をやつらは懐に入れるのじゃないかと、そういうふうな心配も現実に世間ではあるのです。そういう声にも十分配慮して、やはり税というものは公平さこそ生命でございまして、十分留意してひとつやっていただきたい。これは注文だけさせていただきたいと思うわけでございまして。

また逆進的な話も、これはもう耳にたこができるぐらい同僚議員やあるいは野党の方々からも御質問がございました。確かにミクロに見れば、それは逆進性というものは理論上否定はできないわけでございますが、しかし、年金受給者の人は物価スライドして年金も上がつていたりもするわけでございますし、問題は、一％に相当する生活保護を受けておられる方々に、社会保障の面で予算編成の段階で十分ひとつ配慮をしてあげていただきたい。このことも御要望としてお願いをさせていただきます。

そこで、今大蔵大臣の方からお話の出ました、今度の消費税を理解していただけるかどうか、これがこの税制改革ができるかどうかのかきになると私は思うのです。そのポイントはやはり転嫁の問題だと思ふのです。転嫁をするのが前提、これがこの消費税なんです。転嫁しなきゃならぬ、これが消費税なんです。転嫁しないのは今までも、日本人でありますからやつたことがない。だから非常にふなれなんです。そのやつたことがないふなれな転嫁だから、うまくやれるのだからかというふうな不安が一番大きな声としてあるわけでございまして、きょうは幸ひ公取委員長もおいでいただいておられますので、その転嫁に係る共同行為あるいは表示に係る共同行為、この点について新聞とか何とかでいろいろ報道もされておられますが、国民の方々が安心できる状況にすることが大事なんです。ですから、カルテルについての具体例、もう決まつておるのだった

ら、その具体例をひとつわかりやすく示してあげていただきたい。そして、そのガイドラインの設定も早期に発表してあげていただきたい。御要望を兼ねて、その具体例を簡潔にお聞かせ願えませんかでしょうか。

○梅澤政府委員 今回政府から提案されております共同行為に対しては二つの例、タイプがございまして、ただいまおっしゃいましたように転嫁の方法に関するカルテル、これは中小企業だけに限定をされるわけでありまして。もう一つは表示の方法の決定に関するカルテル。

前者につきましては、例えば今ある商品が百円で売られておるといたしますと、税率を三％、それを的確に転嫁するとすれば百三円になるわけでございます。ところが、市場の実態を見ますと、一物一価ということではなくて、現実には同じものが百円で売られていてもございまして、九十九円で売られていてもございまして、九十九円の商品についても的確な転嫁が行われなければならないわけでありまして。その場合によく誤解されますのは、そういう場合場合にその商品全体を新しく全部百三円として決めちゃう、これは便乗値上げにもつながりますし、価格カルテルそのものでございまして、今回政府から提案されておる特例措置でも認められないわけでございます。

九十円の部分について、仮に三％といたしますと二円七十銭という端数がつく数字になるわけがあります。こういった場合に、その業界でその端数処理について、四捨五入でやるのか、あるいは切り上げでやるのか、あるいは切り捨てでやるのか、合理的な範囲と認められるものでお決めになるとすれば、この例で言えば九十円のものについては三円引き上げること、結果として百円で売つていらっしゃる方は百三円、九十九円で売つていらっしゃる方は九十三円で売るといふ形になる取り決めは、これは認められるということでございます。

これはまた商品の種類によりましてけれども、価

格は百円とか九十円のままでして、その業界で、この商品についてはお客さんに渡す分量で調整しようという商品も考えられなくはない。そういった場合には、価格で転嫁を考へるよりも、量でこれを調整するという取り決めもできるといふこととてございませう。

表示につきましては、先般もいろいろ申し上げましたけれども、それぞれ正札を消費者に示す場合に、その税額相当分、先ほど申しました百円の例で言えば、三円の部分を外書きにするのか内書きにするのか、あるいはその店にいろいろ並べてございます商品の価格は消費税導入前の価格そのままの値札にしておきまして、全体の買い上げが終わった段階で、レジの段階でまとめて三%いだけという取り決めをし、かつそれを店頭に表示するということも業界として決めるということが可能でございませう。

それから、事業者同士でございませうと、たまたま先ほど税額票の話が出たわけでございませうけれども、インボイスでございませうね、納品書とか請求書に本体価格の部分と消費税相当部分を区分けして、業界で一つのフォームをつくって、事業者間でそういう取引を正確に行うというふうな表示の規格をお決めになるということ自体は、今回の特別措置で認められる共同行為になるということになると思ひます。

いづれにいたしましても、私も事務局の方にもいろいろな方面からいろいろな御相談とか御質問も来ておるようでございまして、いづれ法律が成立いたしました段階、もちろん国会でいろいろな御指摘もあるかと思ひますけれども、そういうものを参考にいたしまして、消費者にも事業者にもわかりやすい手引のようなものをつくりまして、公明でかつ透明度のある運用を図つてまいりたいと思ひます。

○中西(啓)委員 ありがとうございます。要するに、これなら安心だと、ふなれで非常に不安になつてゐるわけでございませうので、そういう点に十分配慮しながら、私が申し上げた方向でひとつ作

業を進めていつていただきたい、このようにお願いを申し上げる次第でございませう。

それから、地方に参りますと、民間事業で適正な転嫁を求められるのだったら、国や地方公共団体としてもやるべきじゃないか、こういう声も非常に強いわけとてございませう。堀山自治大臣、この前の委員会でも、やりませうとはつきりおっしゃつておられたわけでございませう。言つたことは必ず守る堀山自治大臣でございませうが、もう一度ひとつ胸をたいたいていただければ大変ありがたいと思ひます。

○堀山自治大臣 お答えを申し上げます。何でも胸をたいたいたかちよと記憶に定かたでございませうが、多分消費税の転嫁の問題であるとすれば、これはここで胸をたいたいた覚えはございませうが、やらなければならぬという意思表示をいたしてございませう。

消費税は、転嫁を通じて消費者が負担をするところとなつてゐるため、地方公共団体も消費、サービスの受益者として歳入が増えると考えられております。このため、今後税制改革法案の成立を踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、地方財政計画の策定を通じて所要額を適切に計上するとともに、地方公共団体に対してもこの趣旨を指導してまいりたいと思ひてございませう。

○中西(啓)委員 よろしく願ひします。堀山大臣に、まことに申しわけありませんが、もう一点、消費税の導入を含む今回の税制改正によりまして地方交付税の減収が生ずるわけでありませうが、これに対する補てんはどのようになつてゐるか。地方は非常に心配してございませうので、この点ももう一言だけお答えいただければ大変ありがたいと思ひます。

○堀山自治大臣 今回の税制改革案における地方に係る税財源措置としては、地方間接税の減収分についてはおおむね消費税と税で措置し、地方交付税の減収分についても、消費税を地方交付税の対象税目とすることによって措置をすることとし

てゐるが、住民税の減税等については、その一部についてはのみ消費税を対象税目とする地方交付税によつて措置するため、地方において七千九百億の減収超過額が生ずることになつてございませう。この減収超過額については、自然増収やあるいは行財政改革での減収を通じてこれに対応してまいりたいと思ひてございませう。

○中西(啓)委員 これは総理の六つの懸念の追加分といひますか、その懸念の一つでもございませう、地方も大変心配いたしてございませうので、何とかよろしくお願いを申し上げます。もう時間もありませんので、この転嫁の問題に關しまして、他の店に比べていかにも安いような表示をするとか、そういう不当な表示はなるべくやらさないような行政指導もひとつお願いしたいと思ひます。また下請や納入業者、いわゆる弱い立場の人ですね、通産大臣、こういう人たちが税金分をかぶらされるのではないだろうかというふうな心配も非常にございませうので、実力大臣、田村通産大臣指導のもとに、こういう不安も取り除いてあげていただくようにひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、時間ももう参りましたので、最後に総理にお伺ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。私は、竹下内閣ができて一年と、こう申し上げました。大変謙虚な姿勢で、しかも國際的にも国内的にも著々と功績を上げておられるわけでございまして、その点大変喜ばしい限りでございませう。しかし、あわせて竹下総理は運が非常にいい人だな。運も力のうちですから、これは結構なこととてありますが、なぜ運がいいかといひますと、例えば昨年自然増収が七兆円を突破いたしました。今年度も極めて景気が好調のようでございませう。財布の中身から一円玉がほろりみたくな状態で、景気がいいというのは本当に気持ちも明るくなつてくるし、結構なことだと思ひます。

しかし、そういう反面、日本がここまで大きくなつたのは平準化した社会であつたといふことも言えると思ひますが、最近その平準化に少し乱れが生じてきてゐるのではないかと。いわゆる二重格差、あるいは不公平、あるいはまた個人的にも地域間においてもまた業種間においても、ちよつとばらつきみたいなのが目立ってきておる。こういうものも直していくというのが政治にとつて非常に大事なテーマだと思ひてございませう。公平に集められた税金は、やはり納得のいく公平な形で予算として国民に還元されるべきものと私は確信をいたすわけでございませうが、そういう豊かなときにこそ、財政が好調なときにこそ、税制改革をやるというのは非常に絶好のチャンスだと私は心得てございませう。

総理、あわせて、地域間格差で申し上げましたけれども、もう今は東京一点集中なんです。そういうことでもいろいろなひずみが生じてきておる。総理の大きな政策テーマの一つに「ふるさと創生」といふのがございませう。日本はとにかく今五百六十兆円くらいですか、金融資産を持つておられて、百三十兆円計算しても五兆ドルくらいになるのじゃないかと、世界じゅうから大金持ちだ。官澤大蔵大臣が池田勇人蔵相の秘書官をしてゐるころは、世界銀行へ金を借りに行つておつたわけでありませうから、もう隔世の感がするでせう。今は貸してゐるわけですからね。だけれども、そういうふうな世界じゅうから物すごい豊かな日本だと言われている割には、何か生活が余りゆとりがない、そういうのが世論調査でも出ておるわけだ。

そういうことを解消するためにも「ふるさと創生」といふのは非常に大事なテーマ、政策だといふふうに私は考へておるわけでございませうが、この税制改革の位置づけと「ふるさと創生」への、税制改革が終わればよいよ「ふるさと創生」に本腰を入れていかれるのだらうと私は推測するわけでございませうが、その御決意を最後に総理にお伺ひをして、質問を終わりたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 あるいは私自身も長い間大

蔵大臣でございましたから、私自身の行政の延長線上にもあらうかと思われるのが税制改革そのものであると思っております。したがって、税制改革でございますから、これで税制改革が実現を見た時、私は、その税が国民の中にいい意味においてなれていくことによって必ず良税となり、そしてまたこれが活力を生む源泉となるであらうということをかたく期待をいたしておるところであります。

そこで、そういう個人個人の持ついわば活力というようなものが、今度は、先ほどおっしゃいましたように、宮澤大蔵大臣がかつて秘書官をしていらしたときに、それこそ世界銀行へお金を借りに行く、それが精いっぱい仕事であった。今は、貸しに行くというわけじゃございませんが、大変な世界一の債権国になっておる。にもかかわらず、国民の心の豊かさというものがそれについていていないという実感は、国民の皆さん方がお持ちになり、政治家の我々も、一人一人そのことを絶えず念頭に置いておかなければならないと思っております。

その個人の次の原点というものが、私はいわゆるふるさとというものはなからうか。そこへお住まいになっておる皆さん方が知恵を絞るながら、その地域地域の独自性を生かしつつ、それを中央政府等がサポートすることによって、どここの地域におろすと、そこがみずからふるさとであるという印象づけができるようなことに、心を新たに、また二年目へ入りますと進めていかなければならない課題ではなからうかというふうに考えておるところであります。

○中西啓委員 竹下内閣の御健闘をお祈りして、質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて中西啓介君の質疑は終了いたしました。

次に、二見伸明君。

○二見委員 私は、公明党・国民会議の二見伸明でございます。

すけれども、その前に一言、総理大臣並びに大蔵大臣の御見解を承りたい点がございます。

甚だ残念なことではございますけれども、このリクルート問題に対して、我が党から実弟名義で株の譲渡を受けた代議士が明らかにありまして、本人は先日実弟ともども記者会見をいたしました。また、たゞいま承るところによりまして、社会党の某代議士も議員を辞職されたという報もございします。我々は、このリクルート問題というものを何としても解明しなければ、これは日本の政治の大きな不信を助長させるばかりであると考えております。野党の二名はこのようにみずからけじめをつけたわけでございしますけれども、総理、大蔵大臣はこのけじめについてはどういうお考えをお持ちなのか、改めてお尋ねをいたしたいと思っております。

〔海部委員長代理退席、羽田委員長代理着席〕

○竹下内閣総理大臣 私は、この場でリクルート問題に関する見解を四つに分けて申し上げております。

一つは、何回も申すようですが、証券取引法上の問題であり、二つ目は税法上の問題であり、三つ目は今日問題になっております刑法上の問題であり、四つ目が私を含む政治家の道義上の問題である、こういうふうに分けておるところであります。したがって、私ども、特に四番目の問題につきまして、やはりせつかく汗をかくて倫理綱領というものが確立された今日でございしますので、これを筆を服膺しつつ、今後とも身を引き締めて対応していかなければならぬということであろうかと思っております。前の二つにつきましては、これは私もいわゆる再発防止という点からいたしまして、この法律、行政等の整備について全力を挙げなければならぬ課題だというふうに考えております。

○宮澤國務大臣 事実関係につきましては、先般元秘書の報告に基づきまして申し上げたとおりで

ございますが、私自身がまことに至らないことがございまして、申しわけないことと思っております。今後深く反省いたします。

○二見委員 政治家というのは、出処進退、けじめというのは最も大事な要素の一つであります。ところで、国民はこのリクルートの株ばらまきに率直かつ素朴な疑問を抱いております。

それは、何のために政治家や高級官僚に、公開直後に売り抜ければ莫大な利益が上がるとわかって株を譲渡したのかということでありまして、政府税調の委員になりたかつたのか。あるいは大審議会のメンバーになりたかつたのか。あるいはNTT回線リセラーに何かがあつたのか。スパーコンビューター導入に際して何かがあつたのか。あるいは民話導入に際して川崎市や多摩ニュータウンの土地払い下げに何かがあつたのか。そして政治家や高級官僚がそうした事柄に関してどのようなかわり合いを持ち、どのような職務権限を行使したのか。さらに、そうした疑惑の中心に、政権の中核に一体何があつたのか、ここに国民は素朴な疑問を感じておられるわけであります。素朴な疑問どころか、心からの怒りを抱いているわけでありまして、私たちができないようであるならば、国会は国民から多大の不信を受けることは間違いないと存じます。

そういう折も折、きのうは元文部次官であつた高石氏が一万株の譲渡を受けたという事実が明らかにになりました。御存じのように江副さんは、この数年間文部省に急接近をしてきた人でありまして、江副さんは、六十年九月には教育課程審議会委員になり、一年後の六十年九月には一万株の株の譲渡を行い、そしてさらに一年後の六十二年の秋には大学審議会の委員に任命をされております。この間、高石氏は初等中等局長をやリ、そして文部次官を歴任をしております。まさに文部行政の中核にいた人でありまして、まさに文部

きのうの文部大臣の記者会見あるいは午前中の

文部大臣の御答弁の中で、職務権限とはかわり合ひがない、ただ上がつてきた書類に判を押したただけだとおっしゃいますけれども、そんな単純なものではないと私は直観をいたしております。しかも子弟の教育に最も大事な、まさに大臣を除いては最高の責任者である文部次官がリクルートの株に關与していた。これで国民が、判を押したただけですかと、そんなことで納得できると思ひますか。文部大臣は、既に午前中も指摘がありましたけれども、この委員会でも指摘された問題点も含めて、この事実関係の全容を一日も早く当委員会に報告をしていただきたいと思います。

それから、自治大臣に要求をいたします。聞くところによりますと、高石さんは、来るべき衆議院の選挙で福岡三区から立候補する予定で、既にそのための活動に入っていると聞いております。そして、ことし七月には福岡に教育関係の財団を設立し、みずから理事長になつた。一万株のうち六千株は売つたけれども、残り四千株は持つてゐる。その四千株はこの財団に寄附をするんだとこのう話されたということではございしますけれども、もしそういうことになれば、これは公選法上やはり大きな問題が出てくるのではないかと私は思ひます。

この二点について、文部大臣、自治大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○中島國務大臣 御指摘の高石前事務次官の件でございしますが、私自身も昨日の報道によつて承知をいたしました。その事実関係は早速文部省としても調べましたけれども、現在のところ、新聞に報道されませんでした事実関係以上のものは知り得ておりません。私自身としてはその報道を知り得たとき、瞬間から、これは本人であられるのは夫人であつた、このような未公開株の譲渡を受けたということに甚だ慎重を欠いた行動であつて、まことに残念だ、このように思ひました。さらにこの事実の状況を速やかに調べさせていただきます。こう思っております。きのうは電話で聴取をいたしました。これは電話で済ましたということではなく

て、地理的に離れておりましたものですから、電話で聴取するのが一番速やかな方法であったというところでございます。

さらにつけ加えていただければ、省内の厳正な職務のあり方について、さらに省内に昨日事務次官、官房長を通して徹底をさせていただいたところでございます。

○梶山国務大臣 高石氏の問題につきましては、昨日の新聞、それから先ほどの村山委員の御指摘で承知をしたわけでございます。早速昼休みに、この財団の所在の有無あるいはその内容、また寄附の事実関係等、これを調査するように指示をしたところでございますが、残念ながらまだ事実関係は確認をするに至っておりません。ですから、この問題に対する答弁を差し控えますけれども、公選法上の問題としては、一般論では、公選法第百九十九条の二においては、候補者になろうとする者は、選挙区内にある者に対して、寄附をすることはできないということになっております。

○二見委員 寄附をすれば公選法上問題になる、寄附をしなければ四干株は丸々傾入る、これがこの構図であります。しっかりと頭に入れておいていただきたいと思ひます。

国会は、二度とこのような不祥な事件が起こらないように、法律をつくり制度をつくり、あるいは法律を改め制度を改める責任があります。そのためには事実関係を徹底的に究明しなければなりません。私は、その事実関係を徹底的に究明し、二度とこういうことが起こることがないように、委員長、改めて江副さんの国会招致を要求いたします。先月、江副さんは医師の診断書を出して、一カ月余りの治療を要するというところでございました。一カ月もそろそろ近づいてきているわけでありまして、改めて江副氏にこの委員会に出席をしていただいて江副氏自身から、何のためにだれにどういふ目的で株をばらまいたのか、そのことを洗いざらいしゃべっていただいて、事実の究明をしていきたいと思ひますので、改めて江副氏の国会招致を要求いたします。

と同時に、やはり教育の最高峰にいた人が一株の株を譲り受けて、それで済まされるわけにはいきません。そんなことをすれば日本の教育の荒廢にもつながりかねない大きな問題になりますので、高石氏を本委員会に証人として喚問することを要求いたします。

○羽田委員長代理 ただいま二見君から御提案のありました件につきましては、理事会でまた協議をしたいと存じます。

○二見委員 総理、このリクルート問題の底辺には、私は一般庶民とはかけ離れた金銭感覚があると思ひます。ぬれ手でアワの一つかみを当然と思ふようなことがあるならば、汗水流して働いている庶民の心を理解することはできないし、つかむこともできないと思ひます。また、政治に携わる我々は、これを他山の石として、自分のこととして反省をしなければならぬまいし、みずからも標を正していく気持ちがあれば、私はこれから議論しようとする税制改革も議論できなくなるのではないかと思ひます。また、私は終生リベラリストでありたいと思ひます。また、私は民主主義というこの大事な政治価値というものをこれから政治家の高い道義心であります。こういう風潮がこれからは蔓延していくとするならば、日本の民主主義はまさにがけっ縁に立たされていると言つても過言ではないと思ひます。

私は、そういう危機感も持ちながら、改めて総理にお願いをしたいと思ひます。

今回のリクルート疑惑は、単にリクルートコスモス社株の譲渡問題にとどまりません。実はリクルート社が近年、社の命運をかけて取り組んできた情報通信事業や国際VAN事業に関して、リクルート社とNTTが極めて密接につながっており、さらにその資材の米国からの調達に関して、日米首脳が深く関与してきているということでもあります。この点がリクルート問題の核心部分であると考へているわけであり、さらに踏み込んだ疑惑解明を行う必要があると私は考へております。

この点につきましては、後ほど我が党の持ち時間枠内におきまして員招委員が関連質問を行いますので、この問題についてはこれ以上議論をいたしませんけれども、いづれにせよ、政府としてもこのリクルート疑惑の徹底解明に全面的に協力すべきだと思ひます。私は、出すべき資料は当委員会に全部出していただきたい、政府は資料を出すことに逃げ腰であつてはいけません、逃げ回つてはいけませんと思ひます。改めて総理大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 やはり一つには、先ほど来申しておりますが、政府自体こうした問題に対して襟を正し、どのような措置をとるかという問題が一つあります。

それから、今お尋ねの部分は、国会で最大限の国政調査権をもつてこの真相解明にお取り組みになる、これに対しては政府側としては資料提出を含め最大限の協力をするというのは、当然のことであらうというふうに考へております。

○二見委員 それでは、消費税本体について議論を進めたいと思ひます。

私は、今回提出されました消費税というものは、極端な言い方をすれば、空気を除いてすべてものに全部税金をかけようとする売上税よりもひどい税金だというふうに思ひます。間接税論者である学者の先生たちも、これは墮落した間接税だ、こう酷評いたしております。

まず第一に伺いたい。それは、何のためにこの消費税を導入するのかという率直な疑問であります。私は、政府税調の答申だとか税制改革要綱を読んでもみません。不公平税制のために消費税を導入するのかなと思ひましたけれども、提出をされた政府六法案では不公平税制については全く手をつけておりません。この点についてはいかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 まず、何のためというお尋ねでございますが、これは御造詣の深い二見委員に改めて申し上げるまでもございませんけれども、今の税金についての不公平感の一番大きな部分

は、私はやはり給与所得者の、しかも中堅層の給与所得者が、先ほどどなたかが給与が上がるとミサイルのように税が追っかけてくると表現をされましたという感じの、自分たちだけが非常に重いものを背負つておるというその感じではないかと考へております。また事実、長い間シャープ税制以来の大枠を変えておりませんので、所得税が非常に重税で、中堅労働給与所得者にこたえてきたということは事実であらうと思ひます。これをまず改めたい。

それから法人税についても、国際的な比較というものはやは無視できませんので、それもさうでございます。それが直接税側の事情でございますが、それらの減税をいたしますのにはかなりの税源を必要とすることも事実でございます。

間接税側の事情は、これも繰り返して申し上げますが、今の物品税というものが実はもう体系として維持が非常に困難である。自動車と電気製品だけで三分の二を背負つておる。あと何が課税、何が非課税ということも、大変に実はわかりにくいものに少なくともなつておるばかりでなく、これだけサービスの多くなりまして世の中ので、サービスの課税ができていないということ。物品税を除きましても、個別間接税で酒税も、外国からいろいろの意味で、輸入防圧のためであるという批判を受ける。しよせんそれは、OECDの二十四カ国のうちで十八カ国が付加価値税を持っている、あと五カ国はベースの広い間接税を持っている、ただ一國残りましたのが我が国でございますが、個別間接税でやつてまいりましたけれども、それがもうやれなくなつたという感じの問題がございます。それは間接税側の事情でございます。

さらにつけ加えて申し上げますならば、これも何度申し上げておりますが、やがて高齢化社会になりますときに、今の半分以下の若い人が高齢人口を背負わなければならないというその負担は、今の制度をそのまま残しておけば所得税にならざるを得ないわけでございますが、そのような所得税

の賦課というものを担税してもらうというところは、事実上不可能であるというふうに考えざるを得ません。我が国も所得水準が高くなり、所得格差も小さくなりましたので、このような社会の共通の負担は広く薄く国民各位に背負っていただくことは可能であるし、好ましいのではないかと考えておられます。このたびの税制改正をお願いいたします。

○二見委員 税制改革に対してサラリーマンや一般庶民がまず要求したのは、不公平税制の是正であります。しかし、政府六法案は不公平税制についてはほとんど手をつけなかった。むしろ野党が強く要求したために、政府の方では決々、例えば総合課税を導入しようとか、あるいは今度のリクルート株の譲渡益みたいな、いわゆる売り抜けについても課税を強化しようとかというふうに、野党の我々の要求によって不公平税制について若干でも手をつけようとしてきたわけであります。六法案を出すときに、不公平税制なんか最初から手をつけていないじゃありませんか。

しかも今政府の方では、消費税という新しい税金を国民の皆さんから取ろうとしておる。我々は政治家のパーティーには課税しろと、私は具体的に印紙税方式で課税したらどうだという提言までしたのです。ところが、政治家の方は政治資金規正法上の問題があるからと、いろいろ理屈をつけてパーティー課税には逃げ腰である。国民から三多税金を取ることには積極的で、自分のパーティーに対して税金を取られることには反対だ。そんなことをやっていると国民が納得いたしますか。総理大臣は、私がこの質問をしたときに、二見さんと同じ仲間の立場になって考えてみたい、確かに情緒的不公平はあるとおっしゃられた。総理大臣、情緒的かもしれないけれども、不公平税制の典型的な形として政治家のパーティーがある。どうお考えになりますか、これは。

○竹下内閣総理大臣 先ほど来御指摘でございましたが、いわゆる野党の共同で十項目の不公平というのを御指摘なすつた。それで、政府といた

しましてもそうした問題に気がついておりますからこそ、これはさらにやれという御指示があり、またそれに対する与党のお答えもあつていろいろですが、およそ三つの点、すなわち原則非課税を原則課税にしたという点、それからみなし法人の事業主の税の問題等、御提案申し上げておる案の中にも入つておるものもございます。しかし、これでは十分だということ、さらに協議が進められておるといふことは十分承知をいたしておるところであります。

しかし、今申し上げましたのは、私は情緒的不公平感のうちだけにどまるものではないだろう、今私どもが御提案申し上げておる点は、確かに政治家のパーティーの問題というのは、これは政治資金規正法のサイドから議論を展開していきますと、実際問題、税の世界になじむものかという点に対しては、これはだれしも疑問を持ちつつ壁に突き当たることがございます。これは二見委員の先般の御質問の中にも、そういう何とないますか、自己矛盾をも抱合しながらも、しかし何かをしなければならぬ、こういう御提案であつたというふうに私自身も感じておる次第であります。

したがって、具体的に印紙税構想というの確かに御提案がありました。それからまた議論の中には、いわゆる他の方法による消費税方法とかいろいろ議論もあつておりますが、私はあの際仲間入りさせていた言ひと言ひは、要するに個人で、あるいは政府サイドに立つて、これでいかかといふものを明示することが非常に難しい問題であるだけに、知恵の塊である国会の中へ仲間入りすることによって何かないかという、そういう情緒的不公平感に対する私の持つておる気持ちは、あなたがたおっしゃった気持ちと符合しておるといふことでございます。

○二見委員 大蔵大臣が高齢化社会に対応するためにというふうにおっしゃられました。私は、どうも高齢化社会に対応するために消費税を導入するとは考えられない。なぜかといふと、例え

ば厚生省の推計によりますと、昭和七十五年には六十五歳以上の老年者は二百三十四万人、昭和八十五年には二百七十七万人になります。また十月二十五日に政府が発表された「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」、これでは七十五年にはこうやりますよということを書いてあるけれども、そのための財源には全く触れておりません。税制改革大綱の中にもあるいは税調の中間答申の中にも、高齢化社会に対応した財源だと明言はしております。これから高齢化社会が到来するという事実関係を述べているだけであつて、高齢化社会に対応するために消費税を導入するんだ、そのための財源にするんだということとはどこにも書いてありません。どうですか、それは。

○宮澤國務大臣 税制調査会の中間答申がございました中で、今後人口の高齢化が進展する状況の中で、現行制度のままでは社会保障負担、勤労所得に対する税負担の増大が予想され云々と述べられておりました。税制大綱におきましても「今後の高齢化社会の到来」ということを申したところでございます。なお、法案関係におきましては、税制改革法案におきまして「将来の展望を踏まえて」ということを述べております。

実は、この点は私どもの中でもいろいろ議論をいたしたところでございまして、背景としてはそういうことを考えておるわけでございますが、いわゆる目的税と考えるかどうかにつきましてはいろいろの議論がございまして、目的税としては定義づけずにおるわけでございますが、背景としては、このような考え方があつたことは間違いないように存じます。

○二見委員 高齢化社会が到来するということ、税調の答申にうたわなくてもだれでもわかることであります。

それではさらに伺います。高齢化社会で最大の課題は何かというところ、これは介護です。寝たきり老人、痴呆性の老人もひつくるめて、介護が最大の課題です。私は、その介

護を考える場合に、一つは理念的な面で発想の転換をしなければならぬと思ひます。

それはどういふことかというところ、いわゆるノーマライゼーションという考え方です。これは日常生活とか普通化とかということになります。これは社会福祉事業の対象者を特殊化し、隔離的に処置するような考え方ではなくて、障害者も体の自由がきかないお年寄りも、あるいは長期療養の病人も、できる限り住みなれた環境の中で、日常的な普通の生活ができるようにすべきであるという考え方です。働く年齢層の障害者はできる限り働き、学校へ行く年齢ではできる限り学校へ行つて、普通の生活を送ることが本人の福祉と幸福にとつて好ましいという考え方です。単にお金を与えればいい、物を与えればいいということではなくて、住んでいる環境を、お年寄りや障害者が我々と同じように、同じ条件のもとで住めるように変えるということです。

例えば町づくり。例えば東京という町は、お年寄りにとつてこんな住みにくい町はない。どこかへ行こうと思つたつて、駅の階段は上りにくい。車いすの人は駅の階段なんか上れやしない。だれかの手をかりなければ駅には上れない。車いすのまま電車に乗りたくつてなかなか乗れるものではない。体の不自由な人がバスに乗ろうと思つても乗れるものじゃない。東京という大都市に限りませんけれども、町というのは、体の不自由なお年寄りや車いすの人たちにとつてこんなに住みにくいところはない。それを住みやすい町につくり変えてしまふということが私はノーマライゼーションだと思ひます。これは一朝一夕ではない、意識の変革もあるんだけれども、そういうことに取り組んでいかねければならない。

住宅もそうです。例えば公的住宅がある。階段をとこととお年寄りが三階まで歩いていけるのか。車いすの人がとことこどうやって階段を上つていくのか。公共住宅のつくり方一つだつて、全部健康な人を基準にしたつくり方だ。そこにはお年寄りや障害者に対する何の配慮もない。それを

それから、我が国の福祉政策、高齢化社会に向かひまして福祉政策の最大の眼目は、やはり仰せのようにお年寄りの介護問題だと私どもも考えております。さらに日本の場合には、我が国の高齢化の特徴の一つとして、六十五歳以上の高齢者人口の中で、二十一世紀に入りますと七十五歳以上の方の方が多くなる、こういう特徴もあるわけで

摘がございました。厚生大臣からお答えがあつておりました、言つてみれば救貧対策的なそういうした対策、それからそれにボランティアというものがあつて、その中間的な奨励策、こういうようなものが今お示しましたビジョンの中にも念頭に置かれながら、今後の計画の中でそれを実現に移していかなきやならぬ、こういう考え方であらうと

こうなりますよと言うのでは到底間に合わないんじゃないですか。例えばデイサービス事業、通っておふろに入ったり、リハビリ受けたりというサービスが六十三年度、ことして六百三十カ所、六十四年、来年度は、実現するかどうかわからない要求で、三百カ所プラスで九百三十カ所。全国に市町村は四千もあるんですよ。老人がこれから

ております。

○二見委員　総理大臣は先ほど、六十年二月の私の質問に対する答弁のいきさつについてお話がありましたけれども、要するにこの消費税というの、結局はだれが一番苦しむかといえ、お年寄りとか減税の恩典も受けないような所得の低い人、これに一番しわ寄せが来るわけです。逆進性

です。総理は、この逆進性については、税制全体あるいは歳入を含む財政全体で検討するとすつと云われてきましたけれども、それは私はまさに当たり前のことだと思ひます。では具体論として、寝たきり老人に対して税制上の配慮を払う用意があるのかどうか。さらに、年金受給者などというのは深刻ですよ。年金受給者の抱えている消費税が導入されたら自分の生活はどうなるのだろうかというこの深刻な悩みというものを、また年金受給者に対する深刻な影響というものを総理大臣はどういうふうにお考えになっているのか、その点についてもう一度きちんとした御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 先ほど、おぼろげながらの記憶をたどったような感じがいたしました。正確に申し上げますと、昭和六十三年二月十四日でございます。ここで二見さんの質問に対して私がお答えをいたしました。それから幹事長・書記長会談等で取り上げられたのが三月の六日でありまして、法律として寝たきり老人減税法案が成立したのは十二月四日ということでございます。したがって、今とつきの場合、あのときの議論も覚えておりますが、ではこういうふうな形でどうだろうというところを具体的に御答へするだけの自信は私にはございません。

〔羽田委員長代理退席、瓦委員長代理着席〕

したがって、この問題についてはそういう御指摘が前にもあったわけでございますが、そういう御指摘、いわゆる老人に十分配慮せよという御真情に基づく御指摘というものをどうお考えかというところは、私も検討課題の一つでございますが、またハウスにおいても御相談いたした一つの課題なのかな、こんな感じを深くいたした次第であります。

それから、年金受給者問題について、特に私が申し上げた六つの懸念の中で一番の、今まで少なくとも所得税を払っていない方々というのは、それだけ当然増税、負担が増加するではないかとい

う懸念についてお答えいたしました問題が、いわゆるそうした控除等も含めた税制の問題でやるのか、いま一つは歳入の問題で対応するのか、こういうことを申し上げてきたところでございます。年金制度につきましても、関係審議会で今検討が行われておるといふふうに承っておりますので、当然のこととして、この物価スライド問題といふのはもとより私もよく承知しておる問題でございますが、その検討等、本院における議論等を踏まえながら対応すべきもの、すなわち、消費税といふものが、そういう意味における社会的弱者の方々の第一の懸念には十分お答えできない。今当たり前じゃないですかとおっしゃいましたが、当たり前であるという前提の上にたえなさいかぬ問題だといふふうに思ひます。

○二見委員 もう一つ、退職控除というのがあります。老後の生活というものは、年金と退職金とで当てるものではないのです。現行の制度は昭和五十年に改正されたもので、勤続年数が三十年ですと、一千万円まで言うなれば非課税です。あれから十三年たつてゐる。当然引き上げて当たり前ですね。千五百万あるいは二千万に引き上げて老後の生活を安定させる、このぐらいのこととは考えてもよろしいですね。いかがですか。

○宮澤内閣大臣 前回の改正から随分長い時間がたつております。御指摘の点は検討させていただきます。

○二見委員 私はこの冒頭に、消費税を何のために導入するののかというのが私の問いの第一問でございます。一連の御答弁を伺つて、改めて消費税を何のために導入しなきゃならぬのかという率直な疑問が依然として残つております。というよりも、これこれこういうことをやりますから、申しわけないけれども国民の皆さん、三三負担してくださいというのじゃなくて、まず三三負担いただきますよというのが最初にあつて、じゃ一体いただいたその三三何をしようかというのとはこれからの議論ではないか。不公平税制とか高齢化社会に対応するといふのは言

葉としてはあるけれども、現実中身は全くないといふのが私の率直な感想であります。消費税収といふのは、GNPがマイナスにならない限り着実に増加をいたします。私は、政府はまずそこに着目をして、まず税収ありき、制度をつくらせて税金をまず取る、これが発想の第一、そして使い道はそれからゆつくり考えるわという感じがしてならないわけでありまして、私は改めて申し上げたいと思ひます。消費税を導入する明確なる理由は政府にはない。したがって、我々が当初から要求してきたとおり、消費税といふのはもうきょうこの場でもつてさつと引つ込めた方がよろしい。総括質問は七日までやりますから、七日まできちんと議論した上で、やっぱりこれはよくありませんねと深く撤回されるべきだと私は考えております。

このことについては御答弁は要りません。

第二問は、政府はこの税制を行う場合に何と言つたかといふと、こう言つていますね。「税制が個人や企業の消費活動、事業活動に対して極力介入を避け、産業・経済に対して中立性を保つていくことは経済全体としての活性化にとって極めて重要」この税制を導入しても産業や経済には大きな影響は与へませんよ、中立ですよ、これは税制を導入するときの政府側の言い分です。

通産大臣に伺ひます。この消費税といふのは、付加価値の高いものがたくさん税金を納めることになりませんか。要するに消費税といふのも付加価値税ですから。そうすると、日本の産業の将来を展望した場合に、重厚長大から軽薄短小、要するに人的資源を使つた付加価値の高いニュービジネスがこれから日本の経済、産業の中核になつてきます。通産省もそういう方向で助長をしてゐるんだらうと思ひますけれども、これはそういう産業のこれから進んでいく道、それとは逆行するんじゃないやしませんか、そういうところから余分に税金を取らうといふんだから。その点は厳密に言ふとどういふことになりますか。

○田村内閣大臣 今おっしゃいましたニュー産業

というんですか、その代表的なものが、一つの例をとればサービス産業だと思ひます。このサービス産業のように労働集約型の非常に人件費が多いという産業、つまり売上高に比較して仕入れ原価の少ない産業の場合、そういう場合に消費税の制度においては、みずからが納付する税額が多くなることは御指摘のとおりだと思ひます。しかしながら、消費税は消費者に広く薄く負担を求めるものでございますから、価格を通じて消費者に転嫁されていく、これはやはり鉄則であろうかと存じます。円滑な転嫁といふものをいかに確実にするかということが消費税の成功への道だとすら私は思つております。

このために政府としましては、税額の価格への転嫁を円滑に行うことが申し上げたように重要なことと考えておりますので、各種の転嫁円滑化のための措置を講じることとしております。サービス産業が、つまり人をよく使う新しいタイプの、つまり軽薄短小型といふのでしようか、そういう産業が、人件費が多いという理由で特に多くの負担が強いられるものではないかと考えております。また、売上高三千万円以下の事業者についての免税制度、それから五億以下以下の事業者が簡易課税制度を設けるというようなことで、中小事業者に対する配慮もなされておまして、この点からも消費税導入に伴う負担増は大幅に軽減されるものと考えております。したがって、御指摘のような経済のソフト化、サービス化という方向に逆行するといふような事態は生じないであらう、生じないものといふふうに認識をいたしておるものでございます。

○二見委員 具体的な幾つかの産業、業界を例にとつて、中立性の問題について、これは経済、産業には決して中立ではない、場合によるとつづれてしまふ産業も出てくる、業種も出てくるということをお示ししたいと思ひます。

具体例で言ひます。石油業界への影響です。石油関係だけをなせ単純併課にしたのか。例えば物品税のかかつてゐるものは、物品税をゼロにして

三多乗つけることにしましたね。例えば宝玉石は一五多の物品税がかかっている。税金がかかっている。ですから百万円の宝玉石は、十五万円の税金が乗った百十五万円です。今度は十五万円、一五多をなしにして三多でいいですよということ、宝玉石の場合には百万円の宝玉石は税金を足すと百三万円になります。そのように物品税は消費税に吸収されております。

それから、酒税なんかの場合はどうかというところ、例えば酒の特級は、現行は一・八リットル当たり税抜き価格が千六百三十円、それに酒税が千四百円、現在は二千七百三十円です。今度はどうなるかというところ、税抜き価格は千六百三十円ですけれども、千四百円の酒税が二百六十円に下がります。そして、これは調整併課ということですから、税金はどれだけかというところ、千六百三十円足す酒税二百六十円掛ける三多、それが新しい消費税で、合計になりますと小売価格は千九百五十円というようになります。これは、酒税はゼロにはしなかつたけれども、消費税三多の間で調整をして、むしろ減税になったということなんです。

ところが、石油に関してはどうした調整は一切行われなかった。石油というのは、石油関係の年間の総売り上げは十兆円です。そのうち六兆八千億円が税抜き価格であつて、三兆二千億円というのがガソリン税とか軽油引取税とか何とか税という石油にかかるともろもろの税金です。今度は売上高だから、税抜き価格プラス税金、六兆八千億プラス税金三兆二千億円の合計十兆円に三多の税金がかかると、三兆二千億の税金を取ろうというのです。三兆二千億の税金を取った上に、さらに消費税として三兆二千億円取ろうというのが今度の石油関係の税金のやり方です。これが単純併課ですね。

なぜこういう単純併課にしたのか。なぜ調整併課なり、あるいは他の物品税と同じように消費税の中に吸収できなかったのか、その理由を説明していただきたいと思います。

○田村国務大臣 今回の消費税法案におきましては、先ほど来皆さんがおっしゃっていますように

に、消費に対して広く薄く公平に負担を求めるという趣旨でございますから、定義上非課税となるものを除きまして非課税品目を設けないという原則から、石油につきましても単純併課とすることとされたものでございます。

ただし、石油につきましては、既におっしゃいましたように、三兆円を上回る石油関係諸税が課せられていふことに加えて、さらに消費税が併課されるということ、税負担の増大とともに円滑な転嫁が可能か、懸念されていることは事実でございます。通産省としましては、御指摘の単純併課による税負担につきましては、原油関係税問題を初め引き続き総合的に検討する所存でございます。

まあ日本人的な感覚で物を言えば、同じ家の者が人様にお世話になるといふことになれば、それに対して懸命にその補いとしてお努めをするという感覚でございます。大蔵省でも、主税局がこの消費税で率直に言つて我々に随分苦勞をかけるおるわけでございますから、主計局もまた、仲間の主税が大変お世話になっております、できるだけのことはいたしますからどうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと、必ず言うであろうと私は思っております。そういうことで、石炭等いろいろな問題がございますけれども、それに決して迷惑をかけないよう、可能な限りの努力をいたしてまいり所存でございます。いずれにいたしましても、関係業界と関係者の納得のいく形で結論を得るよう、最大限の努力を傾注するつもりでございます。

○二見委員 通産大臣、ついでもすからお尋ねいたしますけれども、石油は八月から従価税を従量税に変えましてね、ガソリンにいたしますと一リットル当たり一円四十銭の負担増になりますね。ですから、ガソリン価格が一リットル百二十円であるとする、今度は一円四十銭上積みになりますから百二十一円四十銭ということになりますね。現行です。ガソリンはまだいいけれども、重油とか軽油とか、これは立場が非常に弱い

ですね。まず、ガソリン自身が転嫁できているのかどうか、石油関係諸税というのは現実に現在でも転嫁できているのかどうか。しかも石油産業は、例えば構造的に過当競争でしょう。スタンダードは全国に五万九千と言われている。そのうち四割、二万五千は赤字なんです。こういう過当競争のところでもって価格に転嫁できるのですか。その点、通産大臣の認識はいかがですか。

○田村国務大臣 もちろん政府として十分の対応をしなければなりません。と同時に、この極端な過当競争という体質を持っております石油業界においても、また自助努力をしてもらわなければならぬことは当然でございます。でございますから、通産省としましては、そういうことへの忠告も忠告も十分にいたしながら、また行政的に可能な限りの努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○二見委員 大蔵大臣、石油の關係は三兆二千億円という税収に三多を掛けるのです。それも取るわけですね。タックス・オン・タックスですね。そうすると、例えば公平という面から見て、こちらの業界は三多の消費税を加算するかわりに物品税の方はまけてあげます、こちらの方は三多かけるかわりに調整してほかの税金は安くします、石油は今までのガソリン税や何かについては全く手をつけずに上へ乗せます、これで公平ですか。業種間においてこの消費税のやり方というのは公平なんでしょうか。それは単に不公平だけではなくて、経済、産業の中立性というところから比べれば、ある産業には壊滅的な打撃を与えてしまう、こういうことじゃありませんか、大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 これはいろいろ御存じの上で尋ねてございますので、くどくなつては申しわけないと思いますが、御承知のように石油関係諸税の税収はいわゆる特定財源になっておりまして、道路でございまして空港でございましてかエネルギー対策でありますとか、そういう意味

では受益者と申しますかあるいは原因者と申しますか、そういう原因者負担みたいな部分がございしますものから、まあ消費税とはその課税の趣旨を異にするというものが私どもの物の考え方であるわけでございますが、それはタックス・オン・タックスだろうとおっしゃれば、やはりタックス・オン・タックスでないとは申し上げにくい、事実そうであるとは私は思っています。

それで、これからの財政需要の動向あるいは石油に係る租税負担水準などを考えまして、各方面の御意見を引き続き承りながら、なおこの問題は将来に向かつてひとつ解決策がないかどうかは検討しなければならぬ問題だと思つておりまして、私どもとしては、実はそういう特定財源であるということから、決定をいたしますのに政府部内でも非常にいろいろな議論がございましたことは事実でございます。

○二見委員 私は、石油に係る三兆二千億円の財源が道路財源であることは百も承知しております。それならば、総売上高の中から三兆二千億円を引いた税抜きの六兆八千億円に三多掛ければいいじゃないですか。そうでしよう。それならまだ理屈は合う。三兆二千億円の税金にまで三多の税金をかけることはないじゃないですか。そのやり方は不公平だと私は言うんです。消費税は公平を保つためにやるんだ、中立なんだと言つたって、現実的に行われてみればこのように不公平であり、このように非中立的じゃありませんかと申し上げたいのです。本当に公平であり、中立でやりたかつたらば、石油関係は非課税にすればいいのです。どうですか。

○宮澤国務大臣 ただいま申し上げましたような事情で、政府部内でもいろいろ御議論のあったところでございます。また、ただいまのお話もよく承りましたので、さらに検討をいたしたいと思ひます。

○二見委員 自動車業界だつて同じようなことがある。今度自動車に係る税金が消費税に集約されますね。そうすると、高級車、普通車は税金が

ばつと下がる。軽の方は下がらない。物によっては上がるものもある。今までなかったのが三%に上がるものがある。価格差でもって業界が生き長らえてきたところが、価格差が縮まることによつて、需要が普通車、高級車の方にシフトする。そのことによつて軽自動車や軽トラックを生産していた業界は壊滅的な打撃を受ける。死活問題になる。ここにはたくさんの方働いているんです。生活奪われることにもなりかねない。私は、この自動車関係の税を下げるのがいけないと言ふのは、やありませんよ。このように消費税というの、プラスになる業界もあるかもしれないけれども、そのことによつて壊滅的な打撃を受ける業界もあるということなんです。それに対する手当てというものは何もないでしょう。取ることを考えていないんです。

建設大臣、あなたも消費税法案を出すとき、消費税法案には賛成の署名をされた関係の一人だ。高速料金ぐらいたらどうですか、軽自動車のために。例えば首都高速は六百元、それを四百円にするとか三百円にするとか、そんなことでもしなかったら業界はつぶれてしまふよ。どうなんですか。

○越智国務大臣 高速自動車道を御利用いただく料金の問題であります、これはこれとして公正に行わなければならない、こういうふうな考えでおります。道路審議会にお願いをいたしまして、道路の料金に対する考え方、これ等をお諮りをいたしました。先般道路公団につきましては、普通車、大型車、特大車と三種類になっておりますけれども、この普通車というのがマイクログラスで二十九人乗り以下軽まで一緒になっておりますので、軽自動車あるいは単車等については二十九人乗りといかにも差があるではないか、であるからこれを分けたらどうかというふうな御答申をいただいております。

この問題につきましてはただいま道路公団で鋭意検討をいたしておりますが、ただ、税の問題と交通料金の問題を一緒に考えるというのはいささ

となじまないのではないか。道路使用については、御利用をいただく方々にできるだけ公平な立場から検討を進めていく、こういう考え方であります。

○二見委員 税金というのは、百人寄れば百人の利害がある。幾ら公正だ、中立だと言つたて、結局消費税を、新しい税を導入すれば、そのために泣かなければならぬ業界や苦しまなければならぬ人たちがたくさんいるんだということを、私は具体例を挙げて申し上げたわけです。このように利害が絡む問題では、単に税制理論とか財政理論とかという学者の議論だけでは済まされないうい、もつとどろどろしたものがあるんだということ、私はあえてそういうことで申し上げたわけであります。

第三番目の質問に移ります。

それは、今度の税制は不公平税制を是正するということがうたい文句の一つにはあったけれども、その不公平税制には手をつけていないことは冒頭に申し上げました。今度は、この税制を採用することによつて新しい不公平が生じるということとを申し上げたいんです。これは数字の話になりますので、大蔵大臣は数字にお強いからおわかりでしょうけれども、より数字の誤解がないように、数字の資料を見ていただきながら少し議論を進めたいと思ひますので、ちよつとお願ひします。

まず、簡易課税方式というのを今度は採用されましたね。これの問題点。今度は納税事務負担の軽減を図るため、課税売上高が五億以下である事業者は、選択によつて簡易課税方式を適用することが出来ます。この結果、課税売上高の〇・六%、卸業の場合には〇・三%を税金として納めればよいことになります。そういうことになりま

すね。すると、付加価値が高いと過大転嫁になるのじゃないか。
表を見ていただきます。
例えばA製造業者が原料を輸入いたしました。その税抜き取引額は五千万円です。それを加工し

て卸業者に販売をいたしました。七千万円で販売いたしました。マージン率は二八・六%であります。本来ですと、まず五千万円で原料を輸入したということ、その上に三%、百五十万円の税金が乗つて買つたことになりまふ。ですから、原料価格が税抜き価格五千万円ということ、税込み取引額は五千五百五十万円になります。それを七千万円で売つたということは、七千万円で売つたA製造業者は、売つた瞬間に税金を納めなければなりません。七千万円引く五千五百五十万円の三%、六十万円を税務署に納めることになりまふ。そうすると、A製造業者は卸業者に幾らで売れば完全に価格が転嫁できるかというと、七千二百十万円ですね。もしなければ価格は完全に転嫁できません。

B卸業者はこの製品を小売業者に販売をいたします。八千万円で販売をした。マージン率が一二・五%。そうすると、八千万円引く七千万円掛ける三%で三十万円納めることになりまふ。ですから、税込み取引額は八千二百四十万円ならば、これは価格が完璧に転嫁されたことになりまふ。それで、小売業者が製品を一億円で売るときにはこういうことになりまふ。

そうすると問題は、これを簡易課税制度で計算すると、例えば原料を輸入した段階では三%、百五十万円払つたとします。今度は簡易課税制度です。製造業者というのは売り上げの七千万円掛ける〇・六%でいいわけです。そうすると四十二万円です。価格が完璧に転嫁していれば六十万円だけれども、取引額は七千二百十万円でも、実際には納める額は四十二万円です。

こういうふうによつてまいりますと、簡易課税制度というのは付加価値の高いものほど有利になるということでしょう。付加価値が高ければ高いほど簡易課税制度を導入した方が、利用した方が税金は安くなるという仕組みですね。大変細かいことになりまふけれども、そういうことですね。
○水野(勝)政府委員 簡単に申し上げますと、簡

易課税制度は、まさにそのマージン率を二〇%、卸売業につきましては一〇%とみなして計算をするということでございますので、それを上回るマージン率をお持ちの業者につきましては、その分は税金が軽減されることになるわけでござい

ます。その点は御指摘のとおりでございます。ただ、この簡易課税は、まさにこの各前の示しておりますように、できるだけ納税者に御負担を、手数をかけないということから、ある意味では税制につきましても、精密さを損なう要素はあるとしても、それはこの際は踏み越えまして、とにかく事務負担に極力配慮するという点につきまして、中小零細事業者につきましてはそれが最重要課題であるということで踏み切つた制度でございます。御指摘のような点があることは否定できないところでございます。

○二見委員 もう一つ問題点があります。限界控除の問題点。限界控除というのはどういふのかという、本来納付すべき税額に掛けること、三千万円を分母とした課税売上高引く三千万円ですね、大変高等数学で申しわけありませんけれども、これが納税額です。例えば、本来納付すべき税額が二十万円、課税売上高が四千五百万円の事業者の納付税額は十万円になります。この差額の十万円はどういうことですか、これは。

○水野(勝)政府委員 今回、中小零細事業者のお立場を考慮しまして、三千万円という免税点を置いてあるところでございます。この免税点制度は、程度の差はございまして、このような税制を採用いたしておる国では、必ず中小零細事業者につきましても、配慮として導入されているところでございます。

そこで、三千万円の免税点といったものを前提といたしますと、三千万円の納税義務でございます。もし仕入れ控除がなければその三%で九十万円、もし簡易課税制度的なものでやっておりますれば、その〇・六%で十八万円といったものが、まさに納税が免除されるわけでございます。その分だけが、十八万円でございます。

三千万円を超えますとその点が一举に消滅するというのは、取引の円滑化といったような観点から、あるいは中小零細事業者への御配慮といった点からいかがかということから、三千万円と六千万円との間のお取引につきましては、御指摘のような限界控除でもって十八万円が一遍に消滅するということでなくて、三千万円の業者から六千万円の業者に至るまでにおきまして、十八万円が少しずつ小さくなるような仕組みといたしているところでございますので、ただいま御指摘の四千五百万円の方につきましては、その部分が軽減される仕組みになっておる。これがこの制度につきましての、先ほども申し上げました制度の精密さとして、先ほども申し上げました点は、これは先ほども申し上げたようなところから否定はできないわけでございますけれども、免税点制度といったものがある程度の水準で置きます場合には、激変緩和と申しますか、円滑な推移を確保する意味におきましては、このようなものが適当ではないかと御提案を申し上げているところでございます。

○二見委員　今度は限界控除と簡易課税を組み合わせてどういうことになるか。お手元の資料をごらんください。課税売上高が三千六百万円の業者は、本来納付すべき税額は二十一万六千円であります。簡易課税ですから○・六％を掛ければ二十一万六千円になります。これを限界控除を適用いたしますと四万三千二百円になります。差額は十七万二千八百円。課税売上高が四千二百万円の場合には、本来納付すべき税額は二十五万二千四百円です。限界控除により納付すべき税額は十万八千四百円です。差額は十五万一千二百円です。課税売上高が四千五百万円の場合には、本来納付すべき税額は二十七万円で、限界控除により納付すべき税額は十三万五千元です。差額は十三万五千元。五千万円の場合には、本来納付すべき税額は三十万六千円、限界控除により納付すべき税額は二十一万四千二百円で、差額は九万一千八百円で

これは、主税局長の御答弁がありましたように、三千万円を超えた場合に直にかかったのでは大変だという、激変緩和のためにこういう措置をとられたということは、私は理解をいたします。しかし、それは一方で見れば、こういう不自然な結果も出てくるということです。この十七万二千八百円、これは価格を一〇〇％転嫁していた場合には、税金を補助金として使ったようなものでしょう。その点はどうなんでしょうか。

○水野勝政府委員　同じような御答弁、御説明で恐縮でございますが、まさにその点は免税点制度を設け、中小零細事業者のお手数に配慮したということによりますところの結果でございます。先ほども申し上げましたように、このような税制を持つておる国におきましては、日本ほど免税点の水準が高くないわけでは、日本ほど免税点が出現する程度は大きくはないわけでございますが、それぞれの国にもあるようでございます。

ドイツにおきましては、この簡易課税制度といったものを業種別に決めるといったようなことで、かなりな零細事業者をこうした制度の対象にしておる。ということになりますと、やはりドイツのような逆に税率が高い国では、その差額というのはかなり大きくあられるといったことにもなるわけでございまして、多少ともこのような制度を持って中小零細事業者のために配慮しておる国におきましては、どうしても起こる現象でございします。

まして我が国におきましては、こうした幅の広い、薄い消費税制といったものはほとんど税制の歴史に例のないものでございますので、とにかく納税者の方々になじんでいただく、無理なく実施していただくということの配慮から、このような結果が生ずるところでございます。そうした意味におきまして、御指摘のように不公平と言えば不公平、非中立的と言えば非中立的な点ではございますが、その一方の必要性といったことから、こ

ところでございます。

○二見委員　主税局長は非常に正直でございますから、これが非中立であり、不公平であることをみずからお認めになりました。消費税というのは、消費者の目から見る消費者の立場に立った反対論、それから業者の立場に立った反対論、これはかみ合うものじゃありません。しかし、いずれにいたしましたしても、簡易課税制度にしる限界排除にしる、まず業者同士を見て、これをうまく組み合わせて利用できるところは税金を有利に使う

ことができる。利益の薄い力の弱い業界あるいは力の弱い事業者は、簡易課税制度もあるいは限界控除制度も組み合わせてうまく利用することができない。業者同士を見ても、この制度は新たな不公平を生みます。これは一〇〇％所得を捕捉されているサラリーマンから見れば、とんでもない不公平と映るのはやむを得ないじゃありませんか。

それは納税事務を簡素化するとかいろいろあるだろうけれども、こういう無理な手だてをしなければまとめられない消費税というのは、やはり根っここの部分で欠陥がある。消費税というこの体系それ自体に無理があり、欠陥があるから、そういうびぼう策というか手当てをしなければならぬのだと私は思います。そういう意味で改めて消費税の撤回を要求いたしますけれども、私の質問があと十何分残っておりますので、その最後に改めて御見解を承ることにいたします。

もう一点、消費税に対する不安というのは、三％と決められたけれども、いつまでも三％じゃないだろう、五になり七になり一〇になるのはそう遠いことではないだろうという不安感であります。これは恐らく事業者も、そしてサラリーマンも共通の不安感だと思います。この税率の引き上げの懸念につきまして総理大臣は、税率は国会を通らなければ改定できるものではない、したがって安易な引き上げなど考えられない、こうおっしゃられました。これは当たり前ですね。総理大臣

かです。

○竹下内閣総理大臣　三％という問題、それはたびたびお話しいたしますように、諸般の問題をこごとく議論して、詰めて詰めてできたのが三％というものでございますので、その作業に参画し、御提案申し上げた最高責任者として、これが変更されるなどということはとても考えられないというのが私の率直な感じでございます。

ただ私がいつも申し上げておりますのは、竹下内閣などというのはしよせん歴史の一こまでございます。私が五十四年のときにも皆さん方と相談して、いわゆる一般消費税(仮称)という言葉をしてつくまでも使わしていただいたのは、消費を一般にかかわる税制そのものが否定されてはならない。後世代でいわば意識の変化があった場合、例えばヨーロッパのそれを見ましても、所得

減税をする場合に必ず率が上がってきたという一つの歴史がございますだけに、後世の皆さん、有力な方々の手まで縛ってはいけないという考え方でありますが、これを作成し、提案いたしますまでの経験、そして国会のこの厳しい議論等があった、私は、そういうことは現状において考えられられないことだというふうに、いつも感じておることを素直に申し上げておるところでございます。

○二見委員　大蔵大臣に伺いますけれども、政府提案の税制改革法案第四条二項で、国及び地方公

共団体の財政運営に基本的に影響を与えないようにする、こうなっていますね。また、税率を決定する際に大蔵省が提出した資料によりますと、六十五年度赤字国債脱却が危ぶまれる、こういう言い方もされておりますね。財政再建にも支障を来さないか、こういう認識をしながら大蔵省は、三％の税率を決定したと思います。ということとは、大蔵省としては、五だの一〇だのという国債がびっくりに飛び上がったから、三ならば何とかごまかせるだろう、なじみやすいだろう

というので三という数字を決めたんじゃないんですか。

戦前、昭和十二年だと思えますけれども、〇・一%の低税率の消費税を導入しようということが検討されたことがありますね。私は、そのとき担当した人の座談会での記事を読みましたけれども、〇・一ならばだれも余りわからないだろう、そのうちなれたところで上げればいいやというのがその当時の議論だったやに聞いております。

ということになりますと、三%という、ある場合には事業者が転嫁できないで泣く泣くのんでしまふ、そういうような泣く泣くのまざるを得ないような、負担せざるを得ないようなぎりぎりの三という数字を設定しておいて、何年かやって、なれた段階でほんとに上げようとするんじゃないか、こういうふうには私に考えております。いかがですか。それとも、引き上げについて明確な歯どめというのを政府はお考えになっていきますか。国会での議論で国会で議決することだから、それは当たり前のことですから。そんな当たり前のことじゃない、もっと実効性のある歯どめというのを政府はお考えになっているのか、これは総理大臣と大蔵大臣にお尋ねをいたします。

○宮澤内閣総理大臣 たいだいまのお話は、当時シナ事変と呼ばれた状況のことであつたかと存じますが、あのころとたまたまを思いますと、もとより我が国の国のあり方、目的も、また民主政治のあり方も全く違つておりますので、その点はどう私からくどくど申し上げることもございせんが、財政再建との関係では、確かにこのたびの税制改正がネット減税でございまして、いろいろつらいことがございます。それはそのとおりでございますけれども、しかし、それでも経済運営よろしきを得て、何とか昭和六十五年年度には特例公債をやめてしまいたいということで、今一生懸命政府を挙げて努力をしております、これはぜひ貫徹をして、財政再建への一歩を進めたいと考えております。

三%の税率が上げられるというふうに私は考え

ておりませんし、そういうことなしに、経費の節約あるいはいろいろな工夫、経済運営等によって財政再建をやつてまいらなければならない。そういうことには頼らない。また、そうでないと、何かに頼りますと決して財政を厳しくやることはできないのでございまして、頼らないということをやつてまいらなければならないと思つております。

○竹下内閣総理大臣 まず財政再建の問題でございしますが、今大蔵大臣からお答えがあつたとおりでございます。お互い思い返してみまして、土光隆調が「増税なき財政再建」、そこで本委員会等においてたびたび議論されて、増税なきとは何だ、すなわち、新たな税目を設けることによつて大きく租税負担率を変えざるを得ないこと、こういう定義が定着して、お互いそのベースの上に立つて議論をしてきております。したがつて今回、今朝も議論のありました、せめて財政再建というものを考えるならば、レベニュー・ニュートラルであつてこそ本当のあり方だ、これも私も随分議論したところでございまして。

しかし一方、この減税に対する国民の皆様方の御期待、そういうことがいらしたしまして、今度は差し引き減税になっておりますものの、私は、言つてみれば「増税なき財政再建」とは、新たな税目を設け、大きく租税負担率を変えてはならないという精神は、今次の提案の中にも貫かれておるではなからうかというふうに思つておるところであります。したがつて、なお行政改革あるいは歳出の節減合理化、言いなれた言葉でございしますが、これらに対しては厳しい対応をしていかなければならないと思つております。

また、税制面においても、御指摘があります中長期の問題について、いわゆる各種引当金等々についての措置も行ななければならないというふうな考えでおるところであります。

そして、いま一度とおっしゃいました三%というものの歯どめというのは、私は、国会にかけるのは当たり前だ。しかし、行政府の立場、幸か不

幸か今は二見さんその経験ございせんが、こちらへお立ちになった場合、国会ほど大変なところはないということを感じております。その中で、それは当たり前のことではなく厳粛なものである、このようにお考えいただきたいものであると考えます。

○二見委員 私、総理大臣おっしゃられたように、一度そこ立つて、二見総理大臣と言われてみたいと思つております。

それはそれといたしまして、もう一点、時間も参りましたので、はしよつて質問いたします。価格転嫁は恐らくできないだろうという疑問です。業者にとつては価格転嫁ができなければ、これは大変なことになります。

公取が見えておりますから伺いますけれども、主として中小企業を対象に、価格転嫁の方法と表示の方法を決める二種類のカルテルを公取は今後の改正でもつて認めたのですか。それで、今度はこのカルテルを認めたことに對して、まず消費者の立場に立つての不安を申し上げます。それは、消費税の部分じゃなく本体の価格の部分まで価格の申し合わせをするんじゃないか、あるいは価格を転嫁しやすくするために、生産数量そのものについての申し合わせまでするのではないかと、う不安が消費者から出てくるわけでありまして、これも、公正取引委員会はその点についてはどういう御見解でしょうか。

○梅澤政府委員 今回提案になっております独占禁止法の特例措置でございまして、条文中ではつきり書いてございまして、転嫁の方法に係る決定、それから表示の方法の決定でございすけれども、価格本体のカルテル、同時に、いわゆる便乗値上げにつながるような不当な引き上げのカルテルは認めないということになっておるわけでございます。もちろん、こういう共同行為を認めることによって、ともすれば、今委員がおっしゃいましたように、本体価格カルテルとかあるいは生産数量の制限のような話し合いが行われやすい、つまり、そういうカルテル体質を助長させ

るのではないかという指摘があることは事実でございます。

これは競争政策を運用する者の立場として最も心しなければならぬわけでありまして、今回はそういうことで制度上非常に明確になつておるといふことと、同時に、この特例措置が認められる共同行為につきましては、事前に公正取引委員会に届け出をしなければならぬ。それは、恐らくそういうことをおもんばかつてこういう措置がとられたと私は思ふわけでありまして、したがつて、事前の届け出に当たりましては、そういう委員が懸念されるようなカルテルに発展しないように、いろいろ御相談にあつたり御注意申し上げますと同時に、そういう届け出のありました共同行為を手だてていたしまして、後々までもこれをトレスしていく、そういうことによつて、この特例措置が本来期待しておる適正な転嫁と、しかも消費者の一番懸念しておられる便乗値上げにつながるような、そういう不正な運用をしてまいるということ、今いろいろ具体的な方策について検討いたしておるところでございます。

○二見委員 通産大臣、輸入品で例えばNIESからニットが来る、安い家電が来る。もちろん上陸した瞬間に三%の消費税はかかるのだけれども、繊維業界など非常に過当競争の激しい、常にNIESから迫り上げられておるところでは、消費税分を上乗せするための価格協定というカルテルなんというものは、理屈の上では結んでも、これは結ばせんよ。そんなことをすれば日本製品はどんどん輸入品に追いやられてしまいますから。どうですか。

○田村国務大臣 業種によりましては、昨今の円高等を背景にいたしまして、安価な輸入品が増加しておることはおっしゃるとおりであります。そのために、御指摘のような懸念があることは、確かに我々も認識しております。これに關しましては、業界の自主的な構造調整努力、それに期待いたしますとともに、通産省としましては業界の実

情に於いた必要な対策を講じていくことといたしております。いずれにいたしましても、一方においては公取と十分連携をし、一方においては今申し上げたような施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○二見委員 運輸大臣にまとめてお尋ねをいたします。

私は、関連質問で員沼委員がこの後質問をしますので、その時間を確保しなければなりません。したがって、まとめてお尋ねいたしますが、お答えを受けてさらに私が感想を述べたわけにいきませんので、消費税についての感想と申し上げますが、この論議を通しての率直な印象をまず冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

高齢化社会に対処するといひ、不公平といひ、あらゆる角度から見て、またサラリーマンの立場から見ても事業者の立場から見ても、この消費税といひのは欠陥税制であると断定せざるを得ません。したがって、これは当然撤回してしるべきであることをまず冒頭に申し上げておいて、運輸大臣にまとめて質問いたします。

この消費税が本決まりになりますと、私は、鉄道、バスあるいはタクシーは空前の値上げラッシュになるのではないかと懸念いたします。そのために運輸省はどう対処するのか伺いたいのだけども、例えばJR東日本は、初乗り運賃などの短い区間の運賃は据え置いて、遠距離を値上げするなど全体の収入で調整する方針だということを六月二十日にJRの社長さんが言われております。そうすると、まず出てくるのは、遠距離の利用客に負担を強いるという、これは同じ利用者間の不公平が生じるのです。

もう一つ、今度は例えば帝都高速度交通営団では、初乗り百二十円、最高が二百六十円ですから、十円上がった取り過ぎですね、これは。そうすると、料金区間の見直しとか運賃体系を要更しなくてはなりません。結果としては三%ではなくて、料金、運賃そのものの引き上げということにならざるを得ない。こうしたことが交通関係

には随所に出てまいると思ひます。

それで、まずそうした鉄道、バス、タクシー等々の空前の値上げラッシュに運輸省がどう対処されるのか。また、例えば私は今JRについて申し上げましたけれども、そうした遠距離客の方に負担を強いるという不公平をどう考えるのか。短距離区間百二十円から二百六十円というところは、三%じゃなくて大幅な、三%を超えた言うならば便乗値上げにならざるを得ない。こういうことに対して運輸省はどういうふうに考えているのか、まとめて御答弁をいただき、員沼委員に質問を移したいと思ひます。

○石原国務大臣 全部説明しますとかなり込み入った問題がございますが、要するに、原則としては消費税は最終的に消費者が負担すべき性格のものでありますから、バスとかタクシーの事業についても、消費税の導入に合わせて運賃改定を行うこと、これは仕方がないと思ひます。その転嫁が円滑かつ適正、つまり公正に行われるように配慮をしていきたいと思ひますが、バス等はこれによって利用者離れをするのではないかと懸念もあるようですけれども、税率が三%でございまして、すべての価格体系が同時に変化するわけでありまして、その影響はかなり緩和されたものになると考えております。ただ、全くお客の減りがないということはないと思ひますから、これはサービスの向上とか経営努力を重ねることによっていくという指導をしていきたいと思ひます。

それからJRは、確かに住田社長がそういう発言をされましたが、これは運輸省があつたこととでございせんし、あの時点での発言でございまして、いずれにしろ、おっしゃったように、初乗りの区間でありましてお営団等は三%運賃を上げるといっても、つまり十円未満のことになりますので、一気に十円便乗というわけにはならないと思ひます。ですから、そういうものはいろいろの手を講じて、いずれにしろ企業体の全体の売り上げ増収が三%の枠以内で確保されるよ

うな多角的な工夫をしていくように指導するつもりでございします。

○二見委員 以上で終わります。

○員沼委員 以上で終わります。この際、関連質疑の申し出がおりますので、これを許します。員沼次郎君。

○員沼委員 時間が余りありませんので、端的にお尋ねをさせていただきます。

私は、このリクルート問題というのは二つの側面があるのではないと思ひます。一つは、NTTとリクルート社の便宜供与の疑い、それからもう一つは、時の首相まで絡んだ一つの通信機器輸入にかかわる疑いの問題、これがあると思ひます。

そこで、十一月二日、新聞にリクルート社が購入したスーパーコンピュータ、この値段が報道されております。それによりますと、XMP 216というコンピュータ、これが二十億程度、そして五%の工事費とかそういう費用を加算いたしまして大体二十一億、さらに、今大阪にありますXMP 18というのが約十億、そして五%加算いたしまして十億五千万、合計三十一億五千万円という数字が出ておるわけでございます。

そこで郵政大臣にお伺いいたしますが、この数字について、間違ひですか、それとも私どもは大体こういうものと判断してよろしいですか。

○塩谷政府委員 お尋ねの件でございしますが、私もNTTから報告を受けているところによりますと、お尋ねのRCS事業にかかわりますスーパーコンピュータでございしますが、この転売価格につきましては、これは企業間の個別の契約内容にかかわるものでございまして、当事者以外には明らかにしていいと申しております。また、リクルート社には、NTTがクレイ社からスーパーコンピュータを購入するに要しました費用にシステム設計等の必要経費を加算した金額を請求したものである、こういう報告を受けている次第でございします。

〔員沼委員代理 退席、海部委員代理 着席〕

○員沼委員 ですから、その金額はこういう程度のものでございましてよろしいかどうかということをお尋ねしております。答えてください。

○塩谷政府委員 私ども、今申し上げましたようにNTTからはそういった趣旨の報告を受けておりまして、御指摘の数字でございしますが、その数字について何ともコメントする立場にございしませんので、きょう御了承いただきたいと思ひます。

○員沼委員 郵政省は本気になつて国民の疑惑にこたえようとしていない。私はまことによくないと思ひます。

それから通産大臣、これは輸入したものですから、通産大臣は大体の相場はわかるところです。大体これぐらいのものです。

○田村国務大臣 ちよつとこれは私きょう聞き始めてございまして、クレイ社と工業技術院の契約の問題も、この程度のこととございしますと大臣まで上がってくる問題じゃございせんので、ちよつと聞き始めてございします。何とお答えしたらいいかわかりませんが、ちよつと工業技術院長を呼んでございします。ちよつとお聞きを願ひたいと思ひます。

○塩谷政府委員 お答え申し上げます。

私も工業技術院でも、昭和六十二年に補正予算によりましてクレイのスーパーコンピュータを購入いたしました。これは予算といたしまして約四十六億円でございしたけれども、本体部分についての価格というものがどの程度であるかということとははっきりとしておりません。しかし、クレイ社の今までのいろいろな資料からして、約二十億程度というふうに考えております。

○員沼委員 約二十億程度、これが重要でございします。それに比べて通産省が輸入されたのは四十六億。どういふことですか、これは。——いや、ちよつと待ってください。四十六億一千百万円ですね、予算で、決算書にあるのは、この額とそれから大体二十億程度というのと余りにも

差が大き過ぎる。二倍以上ですよ。一体これはどんなになっているのですか。これで国民が納得できたと思ったら大きな間違いです。これは問題だと私は思います。したがって、便宜供与の疑いが出てくるのです。

そしてさらに、通産省の価格決定に至っても大変はつきりしない面がございます。そこで、私は時間がありませんので、通産省から教えてもらったことをちょっとここで復習いたしますから、間違いかどうか後でお尋ねします。

まず、通産省が購入したコンピュータというのはNTTを通じてリクルート社に渡ったコンピュータと型が全く同じものであります。クレイXMP 216という型でございます。契約年月日は六十二年十月二十三日、一年ばかり後です。普通のコンピュータなら一年たてば安くなるのです。それが急に高くなっておる。これが問題なんです。それから、購入金額は四十六億一千百万円。

そして競争契約か随意契約かという問題については、競争契約である。そして競争入札、官報告示が六十二年八月十八日に行われた。八月二十五日に説明会をしたら多数の人が参加をした。そして九月二十八日、応札を締め切った。そのとき応札したのはクレイ社一社のみ。こういうことなんですね。そしてクレイ社に決定した。こういうことになっておりますが、これは間違いありませんか。

○飯塚政府委員　お答え申し上げます。

私どものスーパーコンピュータの導入は、私どもの筑波研究センター等における大型の科学技術計算のニーズが非常に高まったために、既存の設備の稼働率が限界に達したために導入したものでございます。

それで、このNTTの方と比較してお尋ね下さいませけれども、私どもの場合には、周辺機器、特にフロントエンドコンピュータ等が含まれております。また、五十種類以上のソフトウェアも含まれております。したがって、単純な比較はできませんで、私が申し上げましたのは本価係

格でございまして、これについてはほぼ同等ではないかというふうに考えております。

○貝沼委員 ソフトウェアも含まれているのは当たり前前のことです。これは先般NTTに行きまして、向こうの方も、ソフトウェアもちゃんと含まれておる、工事費も含まれておると、全部確認をしてくておるわけでありまして。それにしても余りにも価格が違い過ぎる。しかも時間がたつておる、円高にもなつておるといふようなときに、なぜこうなるのか。

しかも、これは六十二年五月二日に日米首脳会談がありまして、その後、時の総理大臣、中曾根総理大臣が新聞で言っております。そのときに一つずつ言っておりますが、その中に、一々私がチェックをする、こういうふうに言っております。

らに、補正予算ができたのが七月、そうしてこの月、入札が行われたのが八月、にもかかわらず七月の入札に補正予算では既にクレイ社の価格が予定されておる。ほとんど差がない。こういう事実。そうしてまた、こういう入札をするときに、たくさんの参加者があつたにもかかわらず、クレイ社一社しか応札締め切りのときになかったということとは、あらかじめ政治的力が働いて指定されておつたのではないかという疑いが出てまいります。こういうようなこと。

したがって、こういう面は大変重大な問題であり、時の総理大臣の身辺にリクルートの株の問題等が起つておるところから考えましても、ゆゆしき問題と私は受けとめておるわけでございます。

したかいますして、この件について会計検査院はこれをもう一度調査されるかどうか。そしてまた、この入札のいきさつ等を考えたときに、私は刑法あるいは予決令あるいは独禁法その他に抵触する疑いが多分にあると考えておるわけであります。が、検察当局はどのようにお考えか、御意見を承りたいと思ひます。

○田村国務大臣　まず、その前に私からお答えを

したいことがあります。

これは八月十八日、競争入札官報告示、おっしゃったとおり。説明会があつて、九月二十八日に応札の締め切り、応札はクレイ社のみ、そして十月五日にクレイ社に決定、こういうことも事実であります。それから購入金額は、クレイ社製スーパーコンピュータ約二十億円のほかに、前処理用コンピュータ十数億円、ソフトウェアが九億円などを含むということ、それで四十六億一千百萬元になつておるといふことだそうであります。

ここで私が申し上げたいことは、私は前総理からもうそういう話は一切聞いておりません。同時に、応札した者が一社というのなら、もし且沼泰員ののおっしゃったことがある程度事実であるとするならば、それは業者の談合じやありませんか。

極めて明確に言っておきます。

○貝沼委員 徹底的に調べていただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、終わります。

○海部委員長代理　これにて二見伸明君、貝沼在郎君の質疑は終了いたしました。

次回は、明五日土曜日午前九時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

昭和六十三年十一月十一日印刷

昭和六十三年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局